

長野県市長会 2月定例会 会議録

日時：平成 31 年 2 月 7 日（木）13：00～15：48

場所：長野県自治会館 2階「大会議室」

1 開会

（百瀬事務局次長）

それでは、定刻となりましたので、ただ今から長野県市長会 2 月定例会を開会させていただきます。

はじめに、小口長野県市長会会長から御挨拶をお願いいたします。

2 会長挨拶

（小口会長）

改めまして、御苦労さまでございます。2 月になりましたので「明けましておめでとう」は省略いたしますが、是非、お互いに心身共に元気でよろしくお願ひしたいと思う次第でございます。

それぞれ予算策定が、ほぼ終わった時期でございますが、御多用のところ、御参集賜りありがとうございます。

今日は、協議事項等、それから県の施策項目が大分たくさんございますので、効率よく進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

この冬は、南北に長い長野県でございますが、先週の 1 日に中南信に少しの雪・雨が降った程度で、先週末には季節外れの雨が降る、いわゆる異常気象ということではないかと思っております。

金子市長の所の諏訪湖でも御神渡りは、当然、見られないわけございまして、諏訪湖で御神渡りができない状態を「明けの海」と言うそうでございます。いいか悪いかは別として、農作物への影響がどのように出るかということですね。お互いに気を使っていかなければいけない、いわゆる暖冬ということではないかと思っております。

また、湿度が低く乾燥しておりましたので、去年は火災が多発し、インフルエンザも比較的り患する方が多かったというような年ではないかと思っております。

昨日、今日の豚コレラは、湿度の影響ではないと思うのですが、そのような話題があることと気候と関係があるのではと思った次第でございます。

各市におかれましては、3 月議会が控えておりますので、体調管理を怠ることなく、御活躍を賜りますことを冒頭に祈る次第でございます。

国の新年度予算案について申し上げますが、ただ今開会中の通常国会で審議がなされておる状況でございますが、地方の一般財源総額については、今年度を約 600 億円上回る 62.7 兆円が確保されたところでございます。税制改正につきましては、大都市に税収が集中す

る構造的な課題に対し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形での発展をめざし、仮称ではございますが、特別個人事業税及び特別法人事業譲与税が創設されることとなった次第でございます。

また、車体課税の大幅な見直しや森林環境税、森林環境譲与税も創設され、ゴルフ場利用税については、私どもも常にそのような発言をしておりますが、税の主旨を十分理解され、現行制度の堅持がなされたことは記憶に新しいところではないかと思っております。

今後とも基礎自治体の立場から声を上げて、言うべきことは言っていくという姿勢を取っていくことが必要であろうと思っておりますので、また皆さんよろしくお願いいたします。

さて、本年度4月からスタートいたしました県の総合5か年計画でございます、いわゆる「しあわせ信州創造プラン 2.0」も、施策の本格展開に向けて新年度予算案が公表されたところでございます。「未来への投資」「人口減少社会への対応」として、県民の皆様と共に作り上げた目標に向け、基礎自治体においても未来を見据えた新たな施策の展開に創意工夫を凝らしていかなければならないと考える次第でございます。

新年度は、皇太子さまの新天皇即位に伴います新元号への改元が5月に予定され、1か月前の公表を予定されているようでございますが、各市の電算システム変更対応や各種様式等への表記方法などへの速やかな移行、10月に予定される消費税の引き上げ、今も詳細な事務手続きなどの協議が続いているところの幼児教育、高等教育の無償化など、昨年、閣議決定された「骨太の方針 2018」に沿った、少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現に向けて、課題は山積みであろうと承知しております。国・県・市町村との関係の中で、役割分担を明確にしながらオール信州で様々な課題に対応していかなければならないと、改めて強く考えるところでございます。

本日の定例会では、平成31年度の本会の事業計画並びにそれに伴います歳入歳出予算案について御審議いただきますほか、各市等から御希望いただいた事項について県の施策説明が行われます。限られた時間でございますが、忌たんのない御意見をいただきながら、よりスピードをもって進めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、定例会開会に当たっての御挨拶といたします。

(百瀬事務局次長)

はい、ありがとうございました。

本日の定例会でございますが、会議録をホームページ上で公開する会議としております。

事務局において作成しました会議録を出席者等に御確認いただいた後、ホームページに掲載をさせていただきますので、御承知おき願います。

それでは、会議に入ります。会議の進行は、慣例によりまして小口会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

3 会 議

(1) 会務報告

(小口会長)

はい、それでは、早速、会議に入ります。

はじめに、(1) 番の会務報告を議題として事務局長から説明をお願いします。

(青木事務局長)

事務局長の青木でございます。資料の1を御覧いただきたいと思います。

できるだけ簡潔に御説明を申し上げます。

まず、1ページでございます。Iの会議、定例会でございますが、11月22日、長野市で開催されてございます。

第1から第3につきましては、御覧のとおりでございますが、第4の所に、一つ目といたしまして「子どもたちのための幼児教育・保育の無償化」を求める緊急アピール、それから2番目の「人生100年時代を見据えた新しい高齢者の定義」を議論いただいたところでございます。特に2番目につきましては、処理経過等にも記載のとおり、市長会として協力していくことに決定を見たところでございます。

2の役員会につきましては、定例会に先立ち実施したものでございます。御覧いただければと思います。

続きまして、2ページでございますが、全国市長会の関係でございます。

11月以降、3回にわたりまして理事・合同会議が開催をされてございます。

また、11月15日でございますが、第1から第4までにつきましては、御覧のとおりでございますが、第5におきまして、緊急アピールといたしまして「子どもたちのための幼児教育・保育の無償化」を求める緊急アピールがなされたところでございます。

12月10日になりまして、これも第3の決議の所でございますが、同様に幼児教育の無償化の関係の一つとしまして、「真の子どもたちのための「子ども・子育て施策」の実現に関する決議」、2番の地方分権を踏まえたものとする中で、この決議も幼児教育の無償化絡みの決議であったかと存じております。

おめくりいただきまして、次のページ、1月23日でございますが、理事・評議員が開催されたところでございます。

その下の4でございますが、副市長・総務担当部長会議でございます。1月25日、本日の定例会に先立ちまして開催をされております。

まず、各市提出議題につきまして議論をしていただきまして、少しめくって新規議題は15件ございました。処理経過等の所を御覧いただきたいと思いますが、うち14につきましては取り下げ、他4件につきましては、一部修正の上でございますが、4月の市長会総会に付議されることとなっております。よろしくお願い申し上げます。

4ページをお開きいただきまして、中ほどでございますが、再提出の議案が9件ございました。これらは、いずれも市長会へ付議することとされているところでございます。

次の5ページでございますが、第3の報告事項で、平成31年度の事業計画及び予算案について御了承いただいております。

それから、第4の意見交換におきまして副市長会議の持ち方等の御意見をいただいたところでございます。

その下の6ページでございますが、県と市町村との協議の場が11月8日、松本市で開催をされております。意見交換のテーマといたしましては「外国人にも分かりやすい公共サインの整備促進について」、「幼児教育無償化等を踏まえた新たな子育て支援策の検討について」、「自治体の将来を見据えた広域連携の検討について」ということでございました。それぞれについて意見交換がなされたところでございます。

おめくりいただきまして、6ページでございます。11月22日でございます。長野市におきまして知事との懇談会が開催をされてございます。このときの意見交換のテーマは、五つでございます。それぞれを朗読いたしません、御覧のとおりでございます。

以下、8番以降は記載のとおりでございますが、8から9、10と御覧いただければと思います。それぞれ出席等いただきまして誠にありがとうございました。

それから、8ページ目は、大きく要請・要望活動の関係でございます。

まず、1番目の要請・要望を行ったものでございますが、11月7日におきまして、「子どもたちのための幼児教育・保育の無償化の実現に向けた緊急要望」ということで、県関係国会議員等に対しまして会長から要請活動をさせていただいたところでございます。その他は、記載のとおりでございます。

大きなⅢ、慶弔等以下は、記載のとおりでございます。時間の関係もございまして、御覧いただきたいと思っております。

以上、10ページまで会務報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(小口会長)

前会議以降の会務報告について内容を報告申し上げましたが、質問、御意見がありましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○ (「特になし。」の声あり)

(小口会長)

よろしいでしょうか。

はい。それでは、会務報告については、承認するということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

(2) 協議事項

ア 平成31年度長野県市長会事業計画(案)について

イ 平成 31 年度長野県市長会歳入歳出予算（案）について

(小口会長)

それでは、次に参ります。(2) 協議事項の 1 点目「平成 31 年度長野県市長会事業計画(案)」並びにイの「平成 31 年度長野県市長会歳入歳出予算(案)について」を一括議題として説明をしていただきます。事務局長からお願いします。

(青木事務局長)

それでは、資料 2、資料 3 をお配りしてございますので、御覧いただきたいと思えます。

最初に、資料 2 でございます。平成 31 年度の事業計画(案)でございます。

1 の市長会の開催、(1) の総会でございますが、4 月 18 日に第 144 回の総会を自治会館で予定してございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、第 145 回の総会でございますが、8 月 22・23 の日程で上田市さんでの開催を予定してございます。上田市さんには大変お世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。

(2) の定例会でございますが、これは、記載のとおり、例年同様予定しているものでございます。

なお、6 月の定例会でございますが、全国市長会議の開催に合わせまして、午後 3 時半頃からの予定とさせていただきたいと考えてございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、(3) の部会でございますが、総会等で御議論いただいた案件につきまして、四つの部会において県の部長さん方と意見交換をさせていただいているものでございますが、全市長さん方の部会所属につきましては、4 月 18 日開催の市長会総会にて所属部会が変更・決定となりますので、大変恐れ入りますが、現時点におきましては、10 月 16・17 の両日の予定を確保しておいていただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、(4) の役員会は、4 月・8 月の総会と 11 月・2 月の定例会の前に前段での開催を予定しているものでございます。

(5) 知事との懇談会につきましては、11 月 12 日に予定をしてございます。各部会の意見交換を踏まえた中でテーマを絞りまして開催を予定させていただきたいと思っております。

(6) その他の会議でございます。

まず、アの北信越市長会総会でございますが、第 174 回総会は、5 月 16・17 日両日に富山県氷見市、それから第 175 回総会は、10 月 10・11 日両日に新潟県十日町市で予定をされてございます。

詳細につきましてはですが、イ・ウの全国市長会、それから全国都市問題会議につきましては、それぞれ 4 ページ、5 ページに詳しく掲載をさせていただいておりますので、大変恐れ入りますが、後ほど御覧いただければと思います。

それから、2ページをお開きいただきたいと思います。

2の市長会が招集します主な会議の中の(1)副市長・総務担当部長会議でございますが、7月5日に千曲市さんでの開催を予定しています。千曲市さんには、大変お世話になります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、来年の1月24日の会議ということでございますが、自治会館で市長会を予定してございます。

それから、(2)の事務研究会でございますが、これは、6ページに記載のとおりでございます。各市で持ち回りで開催いただいているところでございます。各市の皆様には、大変お手を煩わせますが、御協力をお願ひ申し上げます。

以下、3の要請活動から3ページの6の軽自動車税申告書取扱事務の実施につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

次のページ、7、ホームページによります情報発信の実施でございます。記載のとおりでございますが、引き続き市長会の活動状況、19市の情報等につきましては、ホームページにて発信するように取り組んでまいりたいと考えております。

8につきましては、記載のとおりでございます。

9のその他でございますが、(6)につきましては、後ほど予算案の段階で詳しく御説明をさせていただきますが、来年度は、在ブラジル長野県人会創立60周年記念式典の開催年となるわけでございます。その点を加えさせていただきました。

事業計画につきましては以上でございますが、なお、7ページにただ今御説明をいたしました平成31年度の市長会に係ります会議の開催予定を一覧につづってございます。よろしくお願ひ申し上げます。大変御多忙の中でございますが、日程の調整等、よろしく御配慮願ひたいと思うものでございます。

次に、平成31年度の歳入歳出予算(案)につきまして御説明を申し上げますので、資料3をお開き願ひたいと思います。

緑色の表紙の資料でございます。その1ページをお願ひ申し上げます。

一般会計でございますが、一般会計の歳入歳出予算は9,889万2,000円、歳入歳出とも同額でございます。これにつきましては、対前年度比179万5,000円、書いてなくて恐縮でございますが、1.8パーセントの増となっております。

主な理由といたしましては、先ほど事業計画でも触れさせていただきました、来年11月に予定されております在ブラジル長野県人会創立60周年記念式典への旅費などによる増でございます。

2ページをお願ひ申し上げます。

まず、歳入の部でございます。主な歳入について申し上げたいと存じます。

1款、負担金の1項、各市負担金の1,991万4,000円につきましては、先に開催されました11月22日の定例会におきまして御提案し、御決定いただいたものでございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

2項、関係団体負担金でございますが、4,170万5,000円でございます、付記のところに記載をさせていただいたとおり、人件費や部屋代等につきまして、交通災害共済組合から30パーセント、市町村振興協会から35パーセントを、残り35パーセントを市長会で御負担いただき、共通経費として支出をいたしておるものでございます。

それから、2款の受託収入でございますが、これは、各市と市長会で委託契約を結びまして、軽自動車協会への軽自動車税申告書取扱委託料及び申告書印刷分としてのものがございます、1件35円をいただくこととしてございます。

また、23年度開始から8年目を迎えました軽自動車税申告書電子データ化につきましては、平成31年度参加予定の15市から1件75円をいただくこととしているものでございます。

飛ばしまして、4款の繰越金でございますが、740万円とさせていただいております、引き続き経費の節減等に心掛けてまいりたいと思います。

5款、雑収入は、記載のとおりです。

6款、繰入金でございますが、これにつきましては、在ブラジル長野県人会創立60周年記念式典への旅費等の財源不足に対応するため、また、予算の年度間の平準化を図るため、財政調整積立基金より200万円を繰り入れる予定でございます。

合わせまして、歳入計で9,889万2,000円となるものでございます。

続きまして、3ページをお願い申し上げます。

歳出の部でございますが、主なものについて申し上げます。

1款、会議費につきましては記載のとおりでございますが、2款、事務局費、この中で、5項、旅費でございますが、これにつきましては、前年度と比較しまして443万円余の増となっております。これも繰り返し申し上げます、在ブラジル長野県人会の関係費でございます。

過去の経過を若干申し上げますと、実は、市長会におきましては、5年ごとの周年記念式典につきましては、これまで出席してきておりません。これは、知事、県と町村会で出席いただいているところでございますが、市長会といたしましては、10年ごとの周年には出席をさせていただいております。40周年及び50周年記念式典の際には、当時の会長が出席いただいておりますが、来年が60周年記念式典の年となることから計上をさせていただいたものでございます。

次に、委託料の関係につきましては、昨年と比べまして42万円ほどの減となっておりますが、主な理由といたしましては、軽自動車税申告書の取扱枚数の減などによるものでございます。

それから、おめくりいただきまして、4款の負担金、補助金、交付金の1項の関係でございますが、350万円ほどの減となっているわけでございますが、これにつきましては、主に北信越市長会総会の開催費交付金が平成31年度はございません関係から減となっているものでございます。

5 款、災害見舞金以下は記載のとおりでございます、6 款は繰出金の関係で、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上、全体で9,889万2,000円となるものでございます。

それから、資料をおめくりいただきまして、5 ページ、6 ページでございますが、これにつきましては、各市の負担金についてでございます。大変恐縮でございますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、7 ページでございます。職員退職積立金特別会計でございますが、歳入歳出予算額は、共に925万8,000円でございます。内訳につきましては、8 ページのとおりでございます。

収入といたしましては、一般会計繰入金が200万円でございます、前年度繰越金と合わせまして925万8,000円でございます。支出については、当然、予定していないということで予備費に入れてございます。

続きまして、9 ページをお願いいたします。財政調整積立金特別会計でございます。

歳入歳出予算額は、共に1,836万円でございます。内訳につきましては、10 ページのとおりでございますが、収入につきましては、前年度繰越金等を合わせまして1,836万円でございます。支出につきましては、先ほど御説明いたしました一般会計への繰出金として200万円、その他は予備費へ入れてあるものでございます。

以上、平成31年度の事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）についての御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（小口会長）

はい、ありがとうございました。

今、報告申し上げました平成31年度の市長会事業計画（案）並びに歳入歳出予算（案）について、御意見、御質問がございましたらお願いします。

○ （「特になし。」の声あり）

（小口会長）

よろしいでしょうか。

それでは、2項目について原案どおり決するということがよろしいでしょうか。

○ （「異議なし。」の声あり）

（小口会長）

はい、ありがとうございます。では、そのように決定いたします。

ウ 全国市長会理事の選出に係る申し合わせ事項（案）について

（小口会長）

次に、3点目でございますが、「全国市長会理事の選出に係る申し合わせ事項（案）について」を議題といたします。説明をお願いします。

（青木事務局長）

はい。それでは、資料4をお開きいただきたいと思います。

全国市長会理事の選出に関する申し合わせ事項ということで御提案をさせていただいたものでございます。

昨年の2月定例会におきまして、本件同様に全国市長会の評議員の選出に関しまして申し合わせいただいたところでございますが、今回は、理事の関係につきまして、その全国の評議員会と同様に、それと整合性を図るための申し合わせをお願いしたいものでございます。

1番にございますように、全国市長会理事につきましては、これまで市長就任後、理事に選出されていない市長さんの中から市長就任の早い市長さんから順次選出をさせていただいたところでございます。

実は、ずっと重なってきておきまして、次第に評議員の関係につきましては、毎年4人ずつ選出をさせていただいたものですから、全国の評議員につきましては2年任期とさせていただいたのが前回の申し合わせでございました。

3にございますように、今回、理事を依頼しますのは、長野県市長会から選出の理事につきましても、今、申し上げました全国市長会評議員及び全国市長会役員との整合性を図るため2年とさせていただくものでございます。

ただし書きが付いておりますものは、長野県市長会長が北信越の市長会長を務める場合におきましては、全国から求められます理事の人数が2人となります。ただし、1年任期でございますので、その関係を踏まえたものでございます。この申し合わせ事項につきましては、平成31年4月1日からお願いしたいと考えているものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

（小口会長）

はい。今、申し上げましたように、4月1日から理事の選任に係る申し合わせについて、既に決定しております評議員のルールに沿った形にしたいという提案でございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

○（「なし。」の声あり）

（小口会長）

よろしいでしょうかね。

はい、では、そのように決定してよろしいでしょうか。

○（「異議なし。」の声あり）

（小口会長）

はい、ありがとうございます。

エ 市長会から選出する各種団体等の役職について

（小口会長）

次に参ります。「市長会が選出する各種団体等の役職について」を議題として事務局長から説明をお願いします。

（青木事務局長）

はい。それでは、続きまして資料5の1を御覧いただきたいと思います。市長会から選出する各種団体等の役職についてでございますが、今回、お願い申し上げますのは、相談役に御就任いただいております日本赤十字社代議員候補者の関係でございます。菅谷松本市長様に引き続きお願いをするものでございます。

説明は、以上でございます。

（小口会長）

ただ今の事務局長の説明に対しまして、質問がございましたらお願いいたします。

○（「なし。」の声あり）

（小口会長）

それでは、菅谷市長さん、継続でよろしく願いいたします。

次に、後期高齢者連合長についてでございますが、こちらについては、私から説明させていただきますので、資料5の2を御覧いただきたいと思います。

「後期高齢者医療広域連合の連合長の選出について」でございますが、就任が3月末となっております。御承知のように、本市長会の役員改選は、今年4月の総会において行われることとなっております。それを待っておりますと、この3月末の後期高齢者医療広域連合の選任に間に合わないということで、あらかじめ調整をさせていただきたいと思う次第でございます。こちらにつきましても、原則的に町村会、市長会が交互に連合長と副連合長を分担することになっておりまして、この新年度からは市長会側で広域連合長を務めることになっておりますので、そのように諮っていきたいと思いますが、まず、こちら

についていかがでしょうか。

○（「異議なし。」の声あり）

（小口会長）

いいですかね。

今、申しあげましたように、4月の総会において新たな市長会会長が決定するわけでございまして、その前後を含む推薦の調整については、私と事務局長に一任させていただいてよろしいでしょうか。

○（「異議なし。」の声あり）

（小口会長）

はい、ありがとうございます。では、そのような形で市長会、町村会あるいは県を含めた形の調整をこれから諮ってまいりますので、またよろしくお願い申し上げます。

オ 長野県内における北信越市長会総会の開催市決定方法に関する申し合わせ事項について

（小口会長）

次に、オへ参ります。

「長野県内における北信越市長会総会の開催地決定方法に資する申し合わせについて」を議題といたします。

少し早い気がいたしますが、御承知のように、1年に2回ある5県での持ち回りでございますから、2年半で1回は必ず回ってくるわけでございまして、そろそろ準備していかなければ、時間が掛かることもありまして間に合わないという背景がございますので、御協議をお願いします。

（青木事務局長）

はい、それでは、御説明いたしますが、この関係につきましては、口頭で御説明させていただきます。一つだけ資料をお配りしてございませんので、よろしくお願いいたします。

長野県内におきまして、北信越市長会総会の開催地の決定方法につきましては、2年前のこの定例会において御決定、お知らせをいただいているところでございます。

その内容を若干申し上げますと、原則といたしまして、19市によります手挙げ方式でございます。それが前提でございます。

その中で開催を希望する市が複数ある場合は、関連市と市長会事務局で協議をすることとなっております。

また、逆に開催を希望する市が無い場合は、東北信ブロック、中南信ブロックの交互開催ということでございまして、ブロック内の開催関係市と市長会の事務局で協議するとなっているところでございます。

若干の事務的なご都合から申し上げますと、北信越の総会は、今、会長からお話がありましたとおり、10月に開催したばかりでございますが、今度、私どもの順番になりますのは、平成33年の5月ということになります。あと2年3か月ということでございますが、総会の開催地につきましては、遅くとも1年前、私どもの経験上、できましたら1年半前ぐらい前には、お決めいただいております方が準備にはよろしいか感じております。

従いまして、今年の11月の定例会の頃には決めておいた方がよろしいかなという感じでございます。このことから、2月中にも19市に対しまして文書的な手続きの照会を掛けさせていただくように進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、回答期限については、少しゆっくり目に回答期限を設けさせていただきまして、じっくりと検討いただけるようお願い申し上げます。口頭で、大変恐縮でございますが、説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(小口会長)

はい、今、お話がありましたように、今年の11月、秋までには決定をして、総会に臨むという提案でございますが、申し上げましたように、手挙げ方式で事務局において調整するというところでよろしいでしょうか。

○ (「異議なし。」の声あり)

(小口会長)

はい。是非、積極的に手を挙げていただきたいと、そのように言いながら、自分の市ではなかなか宿泊施設がないのでできないというジレンマを抱えながらの提案でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

カ その他

(小口会長)

次に、その他でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

(青木事務局長)

はい。それでは、資料6を御覧いただきたいと思います。

資料6は「長野県市長会派遣職員設置要綱」ということでお配りをさせていただいております。その内容を御覧いただきますと、今現在、長野県市長会には塩尻市

さんから職員を派遣していただいているわけですが、2にありますように「職員を派遣する市は、原則として市長会会長市とする」、それから4といたしまして「派遣期間は、原則として当該会長の会長在職期間とする」とされております。

会長の任期につきましては、今年4月18日開催予定の総会までとなっておりますが、派遣職員は一般職員でございますので、4月1日付の定期人事異動に合わせて派遣をお願いすることになるわけでございます。

つきましては、新会長含みとなりますことから、対象市との事務手続等につきまして会長へのご一任をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いするものでございます。

以上でございます。

(小口会長)

はい。3月末までには一般事務職の選任をして事務手続きに入っていかなければならない段取り上、新たに新会長となられる自治体から派遣職員を迎えることにしたいという提案でございますが、特にはよろしいでしょうか。

○ (「異議なし。」の声あり)

(小口会長)

はい。それでは、以降の手続きについては、私並びに事務局で担当させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

(3) 報告事項

ア 災害時における連携協力に関する協定について

(小口会長)

次に、(3) 報告事項に入ります。

まず、アの「災害時における連携協力に関する協定について」を議題として事務局長から説明をお願いします。

(青木事務局長)

はい。それでは、資料7を御覧いただきたいと思います。

最初に3ページから御覧いただきたいと思います。写しということでございます。表裏両面に掛かっておりますが、内容を若干御説明いたしますと、これにつきましては、災害時における連携協力に関する協定ということで、全国市長会と日本弁護士連合会との災害時における連携協力に関しての協定が結ばれたものでございます。

恐縮ですが、裏面を御覧いただきますと、全国市長会の会長と日本弁護士連合会の会長

とで昨年12月17日に協定が結ばれてございます。

お戻りいただきまして、どのような協定かを申し上げますと、第1条には趣旨が記載をされているわけですが、具体的な協力事項といたしましては、第2条に「甲及び乙は、次に掲げる事項を実施するため連携協力する」とされておりまして、主に被災者に対します弁護士による相談（無料相談を含む）ということ、あとは情報の提供というようなことになっているわけでございます。

実は、これは、先般、開催をされました全国市長会の理事・評議員合同会議において報告されたものでございます。その後、私が戻りまして、実は県と少しお話をさせていただいたところ、戻っていただきまして、1ページ、2ページに付けさせていただきました県と関係団体との協定が既にあるということございまして、これの報告をさせていただきたいと思っております。

恐縮ですが、最初に2ページを御覧いただきたいと思うわけですが、この協定は、平成28年3月の段階で協定が結ばれてございました。当事者は、当然なのですが県と、その下に四つの団体がございます。長野県弁護士会、長野県司法書士会、関東信越税理士会、長野県支部連合会、それから長野県土地家屋調査士会との関係で既に協定が結ばれているわけでございます。

1ページ目にお戻りいただきまして、この協定の中身を若干説明させていただきますと、趣旨につきましては、第1条に記載のとおりなのでございますが、3行目にありますように「被災者支援のための相談業務を円滑かつ適切に実施するために必要な事項を定める」ということでございます、もちろん大規模な被害が発生した場合ということでございます。

第2条にありますように、「甲は」というのは県でございますが、県は災害時において、これらの団体に対しまして被災者相談業務の実施を要請することができるものとされているものでございまして、第3条によりますと、各団体の要請に基づきまして、県が指定する実施場所に相談員を派遣し、被災者相談業務を実施するとされております。

なお、第4条、第5条に費用負担の関係がございまして、第4条では、まず、相談者の負担といたしまして、この相談業務が無償であるということで、相談者に負担を求めない、第5条では、各団体は、県に対して被災した相談業務に要する報酬その他の経費は請求しないという取り決めがなされていることが分かったところでございます。

県の担当部局と話しまして、全国市長会の方にも申し上げましたところ、県ということであれば全市町村が入るわけでございますので、県を経由して各団体へ要請をしていただければ事足りるのではないのでしょうかということがあったものですから、一応、そのような理解の下で、このような協定書が既に県の段階で締結されているということを御報告させていただければと思っております。

なお、全国市長会でこのような協定が結ばれるきっかけは、立谷会長様が相馬市長でいらっしゃいますが、大変な災害のときに二次災害とも言うべき自殺者が全く発生をしていないと。その理由としまして、弁護士による無料相談が大変有効であったという自らの経

験に基づかれて、全国市長会としてこのような対応をされたと伺っているところでございます。

一応、県とも相談する中で、そのような形で御報告をさせていただくものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(小口会長)

はい。災害時における相談業務について、県と既に28年に締結されているこの制度に乗っていきたいという提案でございますが、特にこちらはよろしいでしょうかね。

○ (「異議なし。」の声あり)

(小口会長)

はい。では、そのように決定したいと思います。

イ その他

(小口会長)

その他、全般として何かございますか。

皆様方から一般発言等がございましたら、お願いいたします。

○ (「なし。」の声あり)

(小口会長)

特にはよろしいでしょうかね。はい、ありがとうございました。

それでは、次に進みます。

(青木事務局長)

少し進みが早かったものですから、大変恐縮でございますが、少し休憩を入れさせていただいてよろしいですか。

5分ほど準備をさせていただきたいということでございますので、どうですか。

(小口会長)

一応、予定では1時50分からになっておりますので、10分早く進んでおります。

はい。では、45分再開でよろしくお願いいたします。

(休憩)

(4) 県からの施策説明

ア 長野県広域受援計画の策定について

(小口会長)

それでは、全員おそろいでございますので再開します。(4)番、県からの施策説明に議題を移します。

本日の説明項目でございますが、各市から希望がございました7件、県から説明をしたいという要望がありました5件を合わせて12件となっておりますので、よろしくお願いたします。

はじめに、アの「長野県広域受援計画の策定について」を議題とし、高見沢危機管理防災課長さんから説明をしていただきます。よろしくお願いたします。

(高見沢県危機管理防災課長)

危機管理防災課長の高見沢です。日頃、県の防災対策、また、危機管理対応に御協力いただきましてありがとうございます。この場をお借りして御礼を申し上げます。

今の説明事項の広域受援計画の説明をさせていただく前に、2点ほど御説明させていただきたいと思っております。

まず、1点目は、先ほどこの会の中の報告事項でございました災害時における連携協定、弁護士さん等の関係ですが、長野県としまして協定を既に平成28年に結んでおりますので、県内で必要な事象が生じた場合は県を通して協力いただけるようになっておりますので、そのような対応を今後はしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

もう1点は、昨日から話題になっております豚コレラの関係でございます。この対応は、農政部が中心になって執り行っているところでございますが、危機管理事象の一つということで、危機管理部も一緒に連携して行っております。特に、自衛隊に派遣要請をしている中で、その危機管理を行っているところでございます。

状況を今聞いているところだと、昨日に宮田村の農場で愛知県から入ってきた子豚が感染していることが判明し、全頭殺処分の対応が始まっております。

本日、朝の9時半までに2,400頭を超える豚の殺処分が終了したということでございます。この後、その豚を埋める埋設作業を72時間以内ということで、明日の朝までに行うということで、今、作業を進めているところでございますので、御報告させていただきます。

一番重要なことは、早急な対応をして感染を拡大させないということで、県を挙げてまた関係自治体との連携のもと進めておりますので、御承知をいただければと思っておりますが、よろしくお願いたします。

それでは、資料の8を御覧ください。

県の広域受援計画の策定についてでございます。この目的は、大規模災害における国や他県からの人・物の応援を円滑に受け入れまして、必要とされる被災地域に迅速に届ける

ことが重要となっております。そのための後方支援を行う広域防災拠点や受援を行う業務の明確化と体制を構築していくものでございます。応援を受けることから「受援」という言葉を使っているものであります。

検討のスケジュールですが、資料に記載のとおり昨年度から始めておりまして、今年度中に計画を作ることになっております。また、来年度以降につきましては、その検証をし、修正等が必要なものはしていく。また、市町村の皆さんの受援計画の策定の支援をしていくということで、これは後ほどまた御説明いたします。

検討体制は、3に書いてありますように、検討委員会、専門部会、またワーキンググループを設置しまして検討を進めさせていただいております。

この中には、市町村の皆さんにも御参加いただきまして、例えば検討委員会には「市町村2名」と書いてありますが、具体的には上田市さんと下諏訪町さんの課長さんにも参加いただいて計画を策定しております。

この素案が現在は出来てきて、パブリックコメントもしているところですが、計画のポイントをまず御説明します。

3点のポイントがございまして、一つが受援体制の整備です。これは、県の災害対策本部に、仮称であります「応援・受援本部」を設置し、窓口を一本化、明確化するということです。

この本部の中には、物資調整の担当、また、人的応援、広域防災拠点の担当なども設けておきます。

裏面をお願いします。

ポイントの2点目です。広域防災拠点の計画です。広域防災拠点とは、県外からの応援、人や物を一時的に集結し、必要な場所へ届ける中継地点のような役割です。これまでも松本空港の周辺、広域公園を拠点地域に位置づけはしてありましたが、長野県は非常に広いということと松本地域そのものも被災される場合もあり得ることから更に複数を設置しようということで、図に記載のような五つのゾーンに設置しようということになっております。

ただ、御注意いただきたいので説明しなければいけないことは、ここに空白地域があるように見えてしまうかもしれませんが、これは新たな中継の拠点ということで、例えば大北地域で災害があったときには、被災していない周辺の長野や松本ゾーンからそれぞれ被災地域へ入り込んでいくということですし、木曾におきまして、同じように災害があったときは、松本や伊那、飯田ゾーンから応援に入るというような考えで、要は、空白地域が無いように、全域をカバーできるように複数を設置していくことを考えているものです。

その中には、地方別に実際に施設を選定していくわけでありまして、ここは、記載のように県の施設のみでなく、市町村の施設も使用させていただくということを考えています。今後は、具体的にそれぞれの施設を所有している市町村の皆さんと協定を締結し、万が一、

何かあったときの対応や施設が傷んでしまったときの補償なども協定の中に盛り込んで決めていきたいと考えております。

ポイントの3点目は、機能別活動計画ということで、受援が必要な業務を記載のように16個に整理し、それぞれに行動計画や業務を整理したカルテまたは連絡先の一覧などに整理しているところでございます。

その他としましては、先ほど申しましたように、実効性を高めるために訓練を通して継続的に改善をしていくということと、(2)に書いてあります市町村の受援計画策定の支援ということで、県は、先ほど言った中継的な役割の中で、最終的には被災市町村でそれを受け入れていただくことが重要になってきますので、そのための計画を策定していただきたいと考えているところでありますが、それを策定できるように計画のひな形のようなものを県が整理して、また市町村の担当者の方に御説明させていただきながらこのような整備を支援していければと考えているところでございます。今年度末までに計画を作りまして、また説明の機会を改めて設けていきたいと考えています。

説明は、以上です。よろしく申し上げます。

(小口会長)

ただ今、資料8に基づきまして、長野県広域受援計画の策定について御説明いただきました。質問、御意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。

(柳田佐久市長)

豚コレラの質問をいいですか。

(小口会長)

担当者でお分りの範囲で。

(柳田佐久市長)

直接的には農政だと思うので、会議の中で、もしお分かりだったら教えていただきたいのですが。少し前にややこしい言い方ですが、これは宮田村から松本市のと畜場に移動した38頭がいます。この豚のうち12頭が陽性反応という形になったかと思うのです。この豚は、愛知県から宮田村に搬入された80頭で、このうち79頭が陽性ですが、これと同じ養豚場にいたので、ここから感染したと考えるのが普通だと思うのです。これは、交差時間は1時間しかないのですね。この80頭と38頭の豚の交差時間は1時間なのですね。

その1時間の交差でこれだけの感染をしたという考え方がとても自然だと思うのですが、宮田村でこれほど感染するものなのかということなのです。元々、宮田の所で豚コレラの可能性があったのではないかと指摘する声もあるのですが、皆さんの考え方とすれば、感

染ルートは、愛知から宮田、宮田から松本のと畜場というルートで確定と考えていいのですか。

(高見沢県危機管理防災課長)

感染ルートの確定につきましては、われわれも承知しておりませんので、はっきりしたことは申し上げられません。申し訳ございません。

ただ、豚コレラは、非常に感染力が強いということですので、非常に短い時間でも感染したのかもしれないので、そこは、今後、しっかりと検証する中での対応が必要になってくるかと思えます。

最初は、岐阜県で発生して、その後、愛知県の農場でという話は今回が初めてかもしれませんが、野生のイノシシの話は、既に愛知県で出ていたようなので、そのようなことで愛知県で感染した。長野県内では、特に野生のという話は聞いていませんので、今回の移動に伴うものが大きな理由ではないかと言われておるのですが、詳しくは、また農政部から経過も含めて発表があるかと思えますので、そちらをまたお聞きいただきたいと思えます。

(柳田佐久市長)

はい。県は、この宮田村の養豚場に課題があるとすると、それ以前に動いた豚に関しては危険があるということなのですね。であるので、佐久は、と畜場を閉鎖したのです。というのは、その前の日に豚が宮田から移動していることが分かったから。その人によると、指導の仕方として感染ルートが確定できないとするならば、指導の仕方も変わってくると思えますので、デリケート過ぎるかもしれないけれども、佐久は止めたのですね。それは、と畜場を使っている方々からすると、パンデミックのようなことに関してはとてもデリケートにしていらっしゃるの、その危機感、本当に災害的な対応として、是非、御指導いただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

(高見沢県危機管理防災課長)

はい、分かりました。農政部にも伝えさせていただいて対応をしていきたいと思えます。よろしく願いします。

(小口会長)

その他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうかね。

はい、どうもありがとうございました。

イ 県と市町村の連携による健康づくりについて

(小口会長)

それでは、次に、2点目でございますが、「県と市町村の連携による健康づくりの推進について」を議題とし、大月健康福祉部長から説明をお願いします。

(大月県健康福祉部長)

健康福祉部長の大月でございます。日頃、健康福祉行政で大変お世話になっておりまして、この場をお借りしまして、お礼を申し上げます。本当にありがとうございます。着座にて説明をさせていただきます。

昨年12月、県庁で市町村長の代表者の皆さんと知事とで健康づくりの意見交換を開催させていただきました。市長会からは、加藤市長さん、菅谷市長さん、今井市長さんに御出席いただき、また、青木事務局長さんにも御出席いただきました。本当にありがとうございます。

本日は、この意見交換を踏まえまして、市町村の担当課と一緒に検討させていただきました健康づくりの進め方について、資料9で御説明を申し上げたいと思います。

資料説明の前に、健康づくりについては、これまでも市町村の皆さんと県が連携して取り組んできておりますが、今年度からは、県も国民健康保険の財政運営の責任者として参加をさせていただいております。高齢化の進展により、国保、後期高齢者医療の保険給付費、それから介護保険の給付費が年々増加しております。

1例を挙げますと、介護給付費は、介護保険がスタートした2000年度は654億円でした。それが、団塊の世代が75歳以上となります2025年には2,246億円ということで、3.4倍に増加すると推計をされております。

人生100年時代を迎える中、持続可能な医療・介護体制の構築、これは、市町村の皆様と共に県が取り組む待ったなしの課題と考えて、今回、健康づくりをお願いしております。

資料9を御覧ください。

目的は、ここに記載のとおりで、県と市町村の連携による健康づくりをテーマを決めて、このテーマはサンプリングの進め方の(1)取組テーマというところで候補を挙げさせていただいておりますが、重点的に進めることによって県民の皆さんの健康寿命の延伸を図りたいと考えています。

経過は、御覧のとおりでございます。

取組テーマについては、現時点で8テーマを設定させていただいております。どのように取り組むかについては、今後また検討を一緒にさせていただきますが、「自治力による健康づくり推進会議」、これは仮称でございますが、この会議を下の構成をさせていただきまして、方向性、課題、評価等をさせていただきたいと考えております。実務的な取組の形になりますが、健康づくりは重要テーマと考えておりますので、「県と市町村との協議の場」で必要に応じて報告をさせていただき、市町村長の皆様方と知事で協議をしていただきたいと思います。

参考まででございますが、昨日、県の平成 31 年度予算要求が決定をされましたが、健康福祉部としましては、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の被保険者約 90 万人分のビッグデータを解析しまして、医療、特定健診、介護の 5 年分のデータを個人ごとに連結をし、解析・活用する予算要求をしております。

このビッグデータの分析結果は、各市町村さんへ全て提供させていただき、効果的な健康づくり、介護予防に生かしていただけるように考えております。県民の皆さんの健康寿命の延伸、地域包括ケア体制の構築へとつなげてまいりたいと考えておりますが、本日、お願いする健康づくりの推進と併せて、是非、御協力いただきますようお願いを申し上げます。

説明は、以上でございます。

(小口会長)

はい。今、資料 9 に基づいて説明いただきましたが、この趣旨について質問、御意見がございましたらお願いします。

(宮澤安曇野市長)

少しいいですか。

今、示された八つのテーマは、非常に日常生活の中でも大切なことだと捉えております。

一、二、健康ポイント的なことも検討されるやに聞いているのですが、事務局としては、健康ポイントのあり方等については、どのような考えをお持ちなのか、それと、それぞれの委員さんの任期が 2 年と想定されているということですが、これは、2 年間掛けなければ八つのテーマの方向性が出ないというのか、具体的に出たところから共同して進めていくべきで、2 年という非常に時間が長いような気がするのですが、今後の取組についてどのようにお考えですか。

(大月県健康福祉部長)

はい。今、宮澤市長さんから御質問がございました健康ポイントについては、現在、検討していると事務局から聞いております。

今、2 年というこの任期の設定なのですが、2 年間掛けて検討するというよりは、1 年交代ですと、なかなか課題の共有も含めてうまく進まないのではないかと。そのようなことから、2 年間はこのチームでやらせていただきたいというお願いで、来年度までは、この 3 月までにこの 8 テーマについてどのようにやっていくかということ各市町村さんと県の健康づくりの推進会議で実務的に検討しながら、4 月以降は具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。その中でまた各市市長さんにも報告をしながら、次年度については、今年の秋ぐらいに新たな取組について検討させていただき、御了解の上で進めてまいりたいと、そのように考えております。

(小口会長)

よろしいでしょうか。

(宮澤安曇野市長)

すみません、私どもは、議会でもこのことが取り上げられまして、県と歩調を合わせて進めていきたいので、県の動向等を注視していきたい。このような答弁がされておりますので、是非、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

(大月県健康福祉部長)

大変有り難いお言葉をありがとうございました。私どもは、ACEプロジェクトを今まで進めてきたのですが、情報共有の部分でもう少ししっかりさせていただきながら、市町村の皆さんと一緒に、何をやるかを含めて決めさせていただく中でしっかり連携して進めたいと思います。よろしく願いいたします。

(小口会長)

はい、ありがとうございます。

(三木須坂市長)

いいですか。

すみません、最後の方にビッグデータの話があったのですが、ビッグデータは、とても大事だと思いますので、是非、またそれをうまく活用していただきたいと思います。

(大月県健康福祉部長)

ありがとうございます。とりあえず5年ですが、3年ごと、いわゆる高齢者プラン、障がい者プランの更新のときに3年分を更に追加して、これから将来に向けてデータを蓄積しながらしっかりとデータを提供させていただきます。よろしく願いいたします。

(小口会長)

はい。他にいかがでしょうか。

よろしいですか。どうもありがとうございました。

ウ 地域医療人材拠点病院支援事業について

(小口会長)

それでは、次に参ります。ウの「地域医療人材拠点病院支援事業について」を説明していただきます。徳本衛生技監兼医師確保対策室長からお願いします。

(徳本県衛生技監兼医師確保対策室長)

衛生技監兼医師確保対策室長の徳本でございます。よろしく申し上げます。座って失礼します。

それでは、資料 10 に基づきまして、ポンチ絵で示しました「地域医療人材ネットワーク構築支援事業」で説明をさせていただきます。

こちらの地域医療人材ネットワーク構築支援事業は、地域医療人材拠点病院支援事業とその他、臨床研修指定病院等合同説明会、医学生・研修医・医師ネットワーク構築支援、これらをまとめて実施するものでございます。

本日のテーマでございます地域医療人材拠点病院新事業につきましては、本年度、平成 30 年度からスタートしているものでございます。

基本的な考えといたしましては、現在、指定しております 10 の拠点病院、こちらに医師が就業するようにわれわれは支援いたしまして、そこで必要な医師の確保及び養成、教育をしていただくことが 1 点と、その拠点病院から小規模病院等に医師を派遣していただくというこの教育と派遣、この二つをセットにした事業でございます。

基本的に拠点病院と小規模病院等の定義につきましては、このポンチ絵の右下にございますように、拠点病院が病床数おおむね 400 床以上または常勤医師がおおむね 70 名以上、そして後期研修医がおおむね 10 名以上という要件でございます。

一方、小規模病院等につきましては、病床数がおおむね 200 床以下または常勤医師がおおむね 30 名以下の病院または診療所と定義をしているところでございます。

1 枚おめくりください。

こちらが、事業開始時に行いましたプレリリースでございます。現在の拠点の指定状況でございます。佐久、諏訪、上伊那、飯伊、松本、長野、北信医療圏というこちらに提示しております 10 の病院に拠点として対応いただいているところでございます。

次のページでございます。

この 10 の医療機関の平成 30 年度事業の派遣計画がこちらになります。この内容につきましては、地域医療対策協議会でも御審議いただきまして、御了解いただいたものでございます。これは、案外、計画でございますので、実際の実施状況に関しては、現在、各病院から報告をいただきまして、3 月末に開かれる予定の地域医療対策協議会に報告及び承認いただく予定になっております。

これで言いますと、今回、10 の医療機関を指定しているところでございますが、相澤病院さんからは計画がまだ上がってこないような段階で、除いた 9 の医療機関で、合計の派遣日数になりますが、2,656 人/日の派遣をしていただいているところでございます。

この事業につきましては、平成 31 年度の計画といたしましては、拠点病院の数を増やすという方向と、現在は、派遣先の医療機関、公立・公的に限定していきましたが、その派遣先に民間も入れるような形で事業をしていくことを考えているところでございます。

説明は、以上でございます。

(小口会長)

はい。ただ今の説明につきまして、質問、御意見がありましたらお願いします。

はい、どうぞ。

(柳平茅野市長)

質問ではなくて、資料にあります諏訪中央病院の所在地は、諏訪市ではなくて茅野市です。間違いの無いように。

(徳本県衛生技監兼医師確保対策室長)

失礼いたしました。

(小口会長)

他にどうですか。はい、どうぞ。

(白鳥伊那市長)

人材派遣病院の指定は有り難いのですが、具体的にどのような人的支援が予定されているか、方法を少しお話しいただきたいことと、伊那市でも近い将来、医師不足で、もしかしたら直営診療所が閉まってしまうかもしれないところがあります。そのようなところに対しては、やはり医師の派遣をきちんとやっていただけるようお願い申し上げたいと思います。

(徳本県衛生技監兼医師確保対策室長)

はい。1枚目にお戻りいただきまして、10の拠点病院は、われわれとしてはドクターバンクなどで仕事先を探す医師などが見つかった場合は、拠点病院を含めて積極的に就職いただけるように誘導をしているところでございます。

ただ、一方で、求職をしている医師がどのような医療機関で働きたいか、専門性、また、病院自体でどのような診療科のどのような医師が今は足りないのかというニーズ、お互いのマッチングをすると、なかなかうまくマッチングしないというのが実情でございます。それで今現在、われわれとしては苦慮しているところでございます。

実は、来年度以降の話になるのですが、現在、国で医師偏在指標が検討されているところでございます。その医師偏在指標についての考え方が、今年度、平成30年度中に提示をされまして、われわれ県としては、平成31年度中に医師確保計画を策定することになります。その医師確保計画の中には、医師少数区域、中等区域、医師多数区域という3種類に分かれることとなります。そのような医師少数区域に関しては、われわれも人材拠点の支

援事業も含め、長野県が医師確保対策として行っている事業のほとんどのエフォートを少数区域の医師確保に向けることとなります。

そうならば、どのようなことになるかと言いますと、今、われわれは、平成 30 年度は 11 名、平成 31 年度は 18 名の予定になっていますが、長野県の医学生修学資金の貸与医師の中で勤務義務のタイミングが卒後 6・7・8・9 年目の 4 年間を義務としてやっています。そのような医師などをよりメリハリを付けて医師少数区域に配置するというようなことが考えられるところがございます。

今のところ、明確に「この地域に」と誘導することは、なかなか難しいような状況ではございますが、そのような偏在指標などが明示されることで、われわれとしても、皆様方に説明責任を持ってそのような医師の配置などをより濃淡を付けてできることになるかと思えます。

(白鳥伊那市長)

よく分かるのですが、医師確保計画を立てても医師を確保できないことがありますね。むしろ、その方が多いと思いますが、その辺りをもう少し具体的に、どのようなスケジュールで確保していくのかというところが分かればお願いします。

(徳本県衛生技監兼医師確保対策室長)

それで言うと、正に市長さんがおっしゃるとおり、確保計画を作ったからといってそれで全体のパイが急に増えるものではございません。確保計画の基本的な考え方としては、まず、医師少数区域を今の少数区域のラインを超えるように 3 年間もしくは 4 年間で少しずつ採用していこうという形になります。

確保の方策の一つとしては、拠点病院の事業のように、ある地域から他の地域に医師を移動させる短期的な取組、長期的な取組としては、いわゆる地域枠の学生ということで 6 年間及びその後の臨床研修専門研修等、おおよそ 10 年間掛けて養成するという長期的な取組等を併せてやるものがございます。

今、おっしゃったように、短期的には全体のパイは増えませんので、そのような意味では、大変恐縮ではございますが、今、われわれがやっている施策は、県全体を増やす、及び本当に足りない所に 1 人、2 人というような形で分散をして投入させていただいている医師を今後は中等区域及び多数区域には基本的に配置はしないなどのメリハリをつけて、今現在の医療圏に分散している者をより少数区域に集約して投入する方策になるかと思えます。

(小口会長)

はい、どうぞ。

(杉本駒ヶ根市長)

すみません、医師確保、深刻な問題だとは思いますが、小規模病院の規定が、病床数がおおむね 200 床以下または常勤医師がおおむね 30 人以下で、拠点病院が 400 床以上で 70 人以上と、この間は、うちは総合病院なのですが、230 床で医師が 29 人なのですが、そのような所も深刻な問題なので、この基準だけでこのように対象ということではなくて、やはり実情に応じて、うちも 30 人以下になったのだけれども、その支援病院の中に入っていないので、それをあまりされてしまうと、それぞれが皆、深刻な問題だと思ってしまうので、また是非、そこで輪切りするのではなくて、いろいろと相談に乗っていただけたら、その地域の実情に沿った医師確保を進めていただけたらうれしいと思っております。

(徳本県衛生技監兼医師確保対策室長)

はい。いわゆる拠点病院と小規模病院の間に入ってしまう病院に対して支援が手薄だということは、よくわれわれも指摘いただいているところで、先ほど申し上げましたようにどこかで線引きしなければいけないかなとは思っているところでございまして、今の御説明で言いますと、常勤医師が 29 名とございますので、「または」ということで小規模病院の要件に当たるのかなと考えていくところでございます。

そのような意味で、やはりそこは、われわれのところはこの派遣計画に上がっていないというお話、御相談があるのですが、各拠点に派遣について、まず、御相談をいただけないような状況もあるように聞いておりますので、本当にそのような派遣が必要な人材があるのであれば、今回であれば 10、来年度であれば、もう一つ増えるように御意向を伺っておりますが、そのような医療機関にも御相談いただいて、まずはこの制度を御活用いただければと思います。

(小口会長)

はい、他にいかがでしょうか。

(宮澤安曇野市長)

少しいいですか。

指定基準があって、この基準を満たしたところで申請があった病院を人材拠点病院として指定したということですが、勉強不足で申し訳ございませんが、他に基準を満たしていても申請が無かった病院は何か所ぐらいあるのですか。私どもの松本医療圏は非常に恵まれた所だとは感じておりますが、分かったら教えてください。

(徳本県衛生技監兼医師確保対策室長)

まず、全体といたしまして、この事業からは大学病院は除いております。いわゆる教育や派遣は、大学の本務だとわれわれは思っておりますので、新たにこの事業でお願いする

ものではないと整理をしているところでございます。

今、御質問がありました、この要件に合致するけれども手を挙げていない、もしくは挙げ忘れていた所があるかどうかということでございますが、昨年、この事業を計画した際に基準を満たしていたのは8医療機関だったと聞いております。

ただ、その計画した以降、実際に募集したときにちょうど基準を満たすようになって、今も10になっていると聞いていますが、手を挙げ忘れていた所が1か所あると聞いているところで、そこについては、来年度、平成31年度事業でしっかりと拾っていくことを考えています。

(宮澤安曇野市長)

何か所ぐらいあるのですか。

(徳本県衛生技監兼医師確保対策室長)

それで言うと、今、われわれが把握している所は、11か所になります。

(宮澤安曇野市長)

そうすると、基準を満たしている所は、申請ということではなくして県からもお願いをするというような形はとれないものですか。

(徳本県衛生技監兼医師確保対策室長)

一応、基本的にこれは申請という形になっています。ただ、拾えるものは拾いたいと認識しております。

(小口会長)

よろしいですか。他にありますか。

それでは、ありがとうございました。

エ 国保税（料）の県統一見通しについて

(小口会長)

次に参ります。「国保税の県統一見通しについて」、蔵之内国民健康保険室長さんからお願いします。

(蔵之内県国民健康保険室長)

はい。国民健康保険室長の蔵之内でございます。新しく昨年4月から国保制度が変わりまして、市長さんをはじめ職員の皆さんに大変な御理解と御協力をいただきまして、今、順調にといいますか、円滑に財政は進んでいると思います。

皆さんの執行の状況を見ても、年度末には、ほぼ予算内で収まるかなと思っているのですが、ここに来てインフルエンザ等も落ち着いているということで、その執行を注視しながら最終的な決算としたいと思っております。

提案いただいているのは「国保税統一の見通しについて」というようなことで、資料 11 を御覧いただきたいと思っております。

新しい制度は、1 月末に平成 31 年度の保険料率を決定いただく基になります県にお納めいただく納付金を通知させていただきました。今、各市町村で保険料率をどのようにするかということをお検討いただいていると思っております。

この納付金等の算定の中の国から示されている中に市町村の皆さんの意見を踏まえて将来的には保険料水準を目指すということを国等も考えていると。

県におきましても、長野県国民健康保険運営方針の基本的な考え方の中で、まず、同じ所得であるからには全て同じ水準の負担ということで、平準を図りながら統一を目指すことを記載してあります。

また、統一に向けては、そのような課題の解消状況を把握しながら段階的な取組の方向性を目標年次を含めたロードマップについて市町村の皆さんと意見交換しながら時期改定時までには検討するというところで、運営方針は、ちょうど 3 年の期間で見直すことになっておりますので、今回は 33 年度が次期の方針となります。

それで、こちらにつきましては、一昨年 12 月、私も市町村長さんを訪問しながら意見交換させていただきまして、多くのそちらでいただいた意見は、やはり、ある程度目標年次または目標・目安を持って議論していく必要があるのではないかという御意見を多くいただいたところでございます。

この取組、全国状況を若干申し上げますと、全国においては、今現在、統一を目指すところ 6 府県であります。早速、大阪府は平成 30 年度から既に始めております。あと、36 年度までというところが 4 県、39 年度までというところが 1 県ということで、その他の府県においては、やはり時期の統一を明示しないで将来的に目指すと言っている都道府県が多いということでございます。

本件におけるように、ある程度のロードマップを作りながら検討いただいているところは、まだ他には無いのではないかと考えております。

それで、統一に向けて、やはり課題となっておりますことは、今は納付金を、平成 30 年度は、やはり医療水準、医療費の使われ方の度合いを調整しながらいただいているところでございます。

統一に向けて、医療費を反映させない方向で持っていく、簡単に言うと、税率を一つにして、所得が同じであれば一つの税率で保険料納付金等をお願いするような姿に最終的にはなるということなのですが、保険料は、今までは医療費に関係してくる、関連する部分が多くありますので、特に医療費が下がれば保険料が下がるというような意識が当然あるので、やはりそのような引き下げ、増加抑制のインセンティブを考えていた部分もあり

ますが、そのような医療費を見ないことになると、そのようなものへのインセンティブが下がるというようなこともありますので、そのような確保の施策は必要だろうと。

また、医療提供体制が医療費にどのように影響があるのかということも、そこは、やはり分析しながら地域、その部分を見ながら統一していく考え方も必要だろうと。

もう一つは、収納率が統一の上では大変重要で、今、92パーセントから100パーセントと市町村間で格差があります。ですので、これを一つの税率にすると、やはり収納率、徴収すべき保険料を確保するには、ある程度、その率よりも確保するには少し割り増しした保険料率の設定が必要になるので、そのような部分を多少でも無くしていくことが必要だということになります。

それから、今、保険料でいただいているものの中には、診療報酬に係るものだけなのですが、これを一つとすると、それ以外に保険料で集めるべき費用、出産育児一時金、保健事業、そのようなものをどこまで含めるのかということがやはり検討になると。

もう一つは、今の算定方式なのですが、非常に4方式が現状は多いのですが、この平成30年度に77のうち15市町村が4方式から3方式へ移行したということで、これらは4分の1程度の市町村が3方式へ移行になっております。いずれにしても、統一するということは、方式も統一するということなので、ここも段階的に進めるということになります。

あと、事務の標準化であります、統一した保険料率で徴収するという意味では、やはり減免や、いわゆる短期保険証の発行の基準などをそろえていく必要があるのではないかと、ということで、そのような点も議論していくと。

それから、被保険者と受給者証の一体交付ということですが、これは、2枚が今までは必要なのですが、32年8月を目途の一つにしてやっていこうということで、今、検討を進めております。

このようなロードマップでそのような道筋等の方向性を議論するというので、今、県として考えていることは、医療費、収納率、あとは事務標準化というテーマを三つに絞って、それぞれのワーキンググループを作って議論させていただくということで、特に、このグループわけには、そのようなところで配慮、考慮しなければいけないだろうと思われるような市町村さんに入っていただいて議論していきたいということです。

主なスケジュールですが、平成30年度においては、3月中旬に連携会議幹事会においてこのような設置について御意見を聞きながら、了承いただければ平成31年度も検討を進めていきたいということで、年度末には、いわゆるたたき台的なものを作り、32年度は市町村長様で構成する連携会議の中で御検討いただき、市町村長さんへの説明を行い、年度末には運営方針の改訂を含め、このようなものを作りたいと。

スケジュールですが、多少、その進捗によりまして前後する可能性がありますが、このようなことで段階的に議論を進めていきたいと考えていますのでよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

(小口会長)

はい、ありがとうございます。

今、ロードマップの概要を説明いただきましたが、こちらにつきまして、質問、御意見がありましたらお願いします。

(足立飯山市長)

よろしいですか。

現在、飯山市の場合は、いわゆる資産割がかなりウエートが大きいのですが、将来的には3方式、すなわち均等割の平等割と所得割の率を県が統一して決めるわけですね。それに基づいて保険者の皆さん方から徴収する形になるのか、それとも今のように各市町村単位でそれぞれ納付金を割り当てて、それに対して各市町村が自分たちで集めるのかという最終的なゴールがよく分からないのですが、その辺りほどのように考えていらっしゃるか、教えていただければと思います。

(蔵之内県国民健康保険室長)

今の中で3方式にして、端的に言うとも県が一つの税率を所得割何パーセント、均等割・平等割が幾らというような形で標準的なものを示して、それに基づいてそれぞれの市町村でその所得で計算したものが保険料ということで集められて、それが県に納付金という形で入るのが最終的な姿ということになります。

ですので、別に所得を割り振って、あとの税率はいかようにもということではないということです。

(足立飯山市長)

そうすると、その方式は3方式だけれども、税率は各市町村がそれぞれ決めるということですか。

(蔵之内県国民健康保険室長)

違います。

ですので、税率で言うのは、だから3方式ですと、所得割は何パーセントでお願いします。均等割・平等割は幾らでお願いしますと。それは、一つのものをお願いして、賦課していただくということになります。

(小口会長)

賦課するのですね。

(蔵之内県国民健康保険室長)

そういうことです。

(小口会長)

だから、市町村ごと変わってもいいのですね。

(蔵之内県国民健康保険室長)

ただ、本当にそこまで完全に行けるかどうかというところをやはり議論して決めていかざるを得ないと思います。でも、最終的な姿は、足立市長さんのおっしゃるとおり一つの税率しかないということです。

(足立飯山市長)

統一しないということなのですか。

(蔵之内県国民健康保険室長)

そうです。ただ、1本の税率でお願いするということです。

(足立飯山市長)

その場合、例えば、飯山市で集まった税額と実際に医療費で掛かった分のギャップが県下でかなり差が出てくるのではないかという気がするのですが、そのようなことは無いのですか。

(蔵之内県国民健康保険室長)

結局、医療費を払えるような納付金の総体を幾ら集めたらいいかということをもとに出して、それを集められるには県で1本の税率としたら何パーセントまたは幾らだったらそれを集められるだろうかということを経験して、それで各市町村さんにそれでお願いしますというのが最終的な姿ということですね。

(小口会長)

他にいかがでしょうか。

(宮澤安曇野市長)

少しいいのですか。

保険料の統一を目指すということは、長野県下1本の水準の方法で行くということで、今のところは、各77自治体がそれぞれの保険料を徴収しているのですが、これを高いところと低いところを全部ならして料金の統一をしていきたいと、このようなことですか。

(蔵之内県国民健康保険室長)

おっしゃるとおりです。ですので、今だと保険料の方法の違いという、医療費は基本的に当然あると思いますが、そこに所得の状況で国から調整交付金が入ったり、低所得者に軽減措置が働いたり、前期高齢者が多く入っているところは高齢者交付金が入っていたりして、実質保険料で集める部分は、そのような理由でばらばらだったところがあります。

そのようなものを県全体で1本にならして、それを皆さんに配分してお願いしますと、それが最終的な姿になるので、どこに住んでいても同じ負担という意味では公平な負担ということになるということです。

(宮澤安曇野市長)

いいですか。

お互いに支え合い、助け合うという面では、全県1本が理想だと思いますが、本来でしたら、これは国の制度として国民が全部等しくというような制度が私は望ましいと考えます。

この統一をした場合、例えば、行政改革が進んでコスト面で各市町村の負担が減るのかどうか、その辺りが今のままだと減っていかないという話をよく聞くのですが、やはり、それには職員の数が減ったり、人件費分が減ったり、コスト面で目に見える分が出て来なければ、高いところを低くすることは安全かもしれませんが、低いところを高くする場合も出てくるので、相当慎重にいかなければ、各自治体ともそれぞれで保険料が違うので、その辺りが難しいところかなと感じます。

(蔵之内県国民健康保険室長)

特に、コストをどのように落としていくかということが一番大変な中で、薄いところなのかと思うのですが、先ほど申しましたように、保険証と受給者証の一体化ということで言いますと、やはり1回の送付で終わったり、大きく全体で参加いただければ作成費用も削減になるということもありますので、是非、そのように県内の市町村全体の協力なり共同できるものはして削減していく方向で、是非またお知恵なりアイデアを出していただければと思います。よろしく願いいたします。

(宮澤安曇野市長)

これから検討されるということなのですが、基金の積立額の残高もそれぞれ違うと思うので、その辺りの公平をきちんと期していかなければ、実は、私どものある政党に属する議員の皆さん方が、基金も全部持っていかれてしまうのではないかと、それだったら今のうちにもう少し加減して使った方がいいのではないかと、このような話も出ているので、その辺りもしっかりと精査して検討していただきたいと思います。

(蔵之内県国民健康保険室長)

基金の扱いは、今までどおり、例えば、徴収しても集められなかった分は基金で別にいただくと、そのような活用なので、決して県で全部吸い上げるというようなことは要求しておりませんので、よろしくお願いいたします。

(小口会長)

理想は分かりますが、遠い道りであることは容易に理解しているところでございます。県のリーダーシップの下に、やはり制度だけばらばらで組織だけ統一というのは、いつか破綻すると思いますので、是非、頑張って前向きに進めてください。応援します。

(蔵之内県国民健康保険室長)

どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(小口会長)

ありがとうございました。

オ 風しん対策について

(小口会長)

次に参ります。「風しん対策について」、西垣保健・疾病対策課長さんからお願いいたします。

(西垣県保健・疾病対策課長)

保健・疾病対策課の西垣です。いつもお世話になっております。

風しんの追加対策につきまして、資料 12 に基づき御説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

風しんの発生状況については、皆さまも報道等で御存じのとおり、首都圏等を中心に流行しておりますが、当県におきましても例年は 2、3 件の発生であったものが、昨年は 20 件の届け出が医療機関からあり、今年に入りましても、既に 2 月 3 日現在で 4 件の届け出がなされております。

このような状況を受けまして、昨年 12 月 11 日に国から風しんに関する追加的対策が提示されました。風しんの流行拡大防止のため、流行の中心となっている世代、公的に予防接種を受ける機会が無かったおおむね 39 歳から 56 歳の男性に対する予防接種とそれに伴う抗体検査を実施するものであります。

なお、本日お示ししている資料は、2 月 1 日に現時点の案として国から提供があったものを基に作成しておりますが、今後、変更の可能性のあることを御容赦いただきたいと思

います。

この事業の実施期間は、今年4月、平成31年度からの3年間となっておりますが、平成31年度におきましては、先ほど申しあげました39歳から56歳の対象者のうち、まず、39歳から46歳の方を対象に実施することとなっております。ちなみに長野県内ですと約11万6,000の方がこの対象となると考えられます。

これらの方々への予防接種を行うに当たり、ワクチンの有効活用という観点から事前に抗体検査を行い、抗体が不十分な方に予防接種を行うこととしております。このようなことから、抗体検査の実施主体につきましても市町村とされております。

事業のスキームにつきましては、4にお示ししたとおりですが、市町村が対象者に対し抗体検査や予防接種に係るクーポンを配布、対象者は医療機関への受診または特定健診や事業所健診の機会のいずれかで抗体検査を受けていただく。この結果、抗体が十分でないことが分かった場合に予防接種を受けていただくことになっております。

次に、具体的な契約等の方法です。2ページを御覧いただきたいと思います。

市町村は、医療機関、そして健診機関等との契約について県に委任を行います。さらに、各都道府県から再委任を受けた全国知事会と医療機関や健診機関から委任または再委任を受けた日本医師会との間で集合契約を結ぶことで全国どこでも抗体検査や予防接種を受けられる体制を整備するものであります。

6の検査等の実施方法は、(1)から(3)に記載したとおり、対象者がこの三つのいずれかの機会に抗体検査や予防接種を受けるものであります。

費用の請求や支払いにつきましては、3ページの7のとおり、国保連合会等が事務を代行する予定となっております。

今回の事業に要する費用につきましては、抗体検査を行うための医療機関への委託料などについては国庫補助対象となっております。また、市町村負担分につきましても交付税措置される予定となっております。

予防接種については、予防接種法のA類の定期接種として行うことから、他の定期接種と同様に交付税措置されることになっております。

最後に、4ページ目の今後必要な準備等についてですが、まずは事業に要する予算の確保についてお願いしたいと思っております。

また、事業の開始は、この4月からと非常にタイトなスケジュールとなっております。2月1日に政令が改正されたところであります。今後、国から示されるガイドラインに基づき契約手続き等を進めていただくこととなります。今後の手続き等につきまして国から情報が入り次第、随時、市町村の担当者の皆様にもお知らせしてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

(小口会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、皆様方から質問、御意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございます。

(西垣県保健・疾病対策課長)

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

カ 移住就業・起業支援事業について

(小口会長)

それでは、次に参ります。カの「移住就業・起業支援事業について」、青木労働雇用課長さんから説明をお願いします。

(青木県労働雇用課長)

労働雇用課長の青木でございます。19市の皆様には、大変お世話になっております。飯田市様から御要望がありました地方創生推進交付金を活用しました移住就業・起業支援事業についての御説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料は13番でございますが、昨日、県の来年度当初予算案を公表いたしました。県の事業の中では、ここがございますように「U I J ターン就業・創業移住支援事業」という名称で事業化したところがございます。

2の事業内容でございますように、三大都市圏からの移住者に対しまして市町村が支給する移住経費の一部を県で助成するものでございます。

「以下のいずれかに該当する者」ということでアとイの二つ記載してございますが、アとして県の求人マッチングサイトを利用して県内の企業へ就業した場合ということで、就業先としては、対象企業等にありますように「県が運営する求人マッチングサイトへ登録した企業等であること」、以下、三つほど記載してございます。

また、イとしまして「地域課題解決に資する社会的事業を創業した場合」、このアとイの二つでございます。

対象者としましては、東京圏、これは1都3県がございますが、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、また、愛知県、大阪府に移住直前5年以上連続して在住し、かつ移住直前5年以上連続して就業していた者を対象にするということで、括弧書きでございますが、申請要件といたしましては、就業開始から3か月経過以降、移住1年以内、これは国の要件でございますが、これを課しております。

補助内容として事業期間でございますが、来年度から6年間を、これは国の方針でございますが、対象としていきたいと。

その下でございますが、国のスキームでは、東京23区在住者または東京圏在住の23区

通勤者、これについては国の推進交付金が対象になりますので、上限 100 万円、単身世帯の場合は上限 60 万円ということになりますが、国が 2 分の 1 を負担して県と市町村がそれぞれ 4 分の 1 ずつ、また、東京圏で国のスキームの対象者にならない方、愛知県、大阪府在住者につきましては、上限枠等は同じでございますが、県と市町村で 2 分の 1 ずつ負担するものでございます。

2 ページを御覧いただきたいと思いますが、今の移住者の要件についてももう 1 度御説明申し上げますが、補助対象移住者でございます。上から 2 番目の所でございますが左側に国のスキーム、右側に長野県のスキームを記載してございます。移住者の所でございますが、二つの対象者があるということでもう 1 度申し上げますが、まず、移住直前に連続して 5 年以上東京 23 区に在住していた者で、これは就業要件が課されておられません。

二つ目として、移住直前連続して 5 年以上東京圏、要は 1 都 3 県の 23 区以外に在住し、かつ住民票を移す 3 か月前の時点において連続して 5 年以上東京 23 区に、要は就業先が 23 区内にあるということが国の要件ということで、ここに該当すると国の交付金の対象になるということでございます。

長野県の移住者の要件でございますが、その右側でございますが、移住直前に連続して 5 年以上、東京圏あるいは愛知県、大阪府に在住し、かつ住民票を移す 3 か月前の時点において連続して 5 年以上就業してきた者ということで、要は、東京 23 区在住者にも 5 年の就業要件を掛けるというものでございます。

それから、国との違いの中で大きなものとしては、表の一番下、支援金返還対象者でございますが、5 年以内に同一市町村から転出した者というのは同じ意味ですが、申請日から、国の場合は支援対象企業を 1 年以内に辞めたもの、この方については支援金の返還を求めることとなりますが、長野県は、この期間が支援対象企業を 5 年以内に辞めた者で、5 年間は就業していただきたいという条件を課したところでございます。

以上が移住の申請でございますが、3 ページにお移りいただきまして、こちらは創業の関係でございます。

2 番の事業内容でございますように、長野県内で地域課題に対して社会的事業を創業するものに対し、創業に要する経費を助成するというところで、こちらは県が交付する形でございます。

また、県外からの移住者だけではなくて、県内在住者の創業者も対象になるということで、支給金額は、真ん中の方でございますが、最大 200 万円ということで、こちらは、国と県がそれぞれ 2 分の 1 ずつ負担するというところでございます。

一番下には、参考ということで「起業支援金交付の流れ」と記載してございます。来年度以降のスケジュールでございますが、執行団体を県で公募をしまして、こちらで補助金を交付してもらおうと。

また、一番下にありますように、対象事業分野としましては、地域再生計画において定めてまいりますが、地域活性化、まちづくり推進等、ここにあるようなものの創業を対象

としていきたいということでございます。

また、U I J ターンの方は、先ほどの就業の 100 万円とこちらの創業の 200 万円、合わせて 300 万円が充てられるという形になるものでございます。

説明は、以上でございます。

(小口会長)

はい。こちらについて、質問、御意見がありましたらお願いいたします。

余分な心配かもしれませんが、返還義務は現実性があるのですか。

(青木県労働雇用課長)

全く無いとは言えないと思います。

(小口会長)

ということで、無くはない、少しはあると。最初からそのような腹なのですね、やはり。

(青木県労働雇用課長)

はい。

(小口会長)

大体、1年で辞めてどこかへ行くような人は、普通はほとんど返さないでしょう。そもそもそういう制度なのですね。

(青木県労働雇用課長)

はい、申し訳ございません。国も1年以内にして、これについては返還を求めるということで、県の場合は、もう少し、要件を5年以内ということで厳しくしております。

(小口会長)

はい、どうぞ。

(三木須坂市長)

われわれの方も心配なのですが、マッチングサイトはいつオープンするのかと、もう一つは、首都圏や東京圏などには、どのような形でPRするのか、その2点を知りたいです。

(青木県労働雇用課長)

はい。マッチングサイトは、国が主導でやっていくわけでございますが、おおむね8月にスタートできるのではないかとということでございます。

そのようなわけで、2019年度につきましては、8月以降の移住、要は、マッチングサイトが8月にオープンして、スケジュールでも御説明しましたが、就業開始から3か月経過以降に申請していただくこととなりますので、一番早くても窓口へ交付申請が出てくるのは11月ぐらいになってしまうのではないかとということで、2019年度の予算額は、例年のベース、2020年度以降に比べますと3分の1の積算で予算化しているものでございます。

また、東京圏、それから愛知県、大阪府に対しましては、この支援金だけでPRしても、全国で同じようなことをやっておりますので、これだけでは、やはり就業には結びつかないだろうということで、移住の窓口へ併せて、温泉や観光など、それぞれの施策とPRを一体となって行っていきたいということで、これだけでPRしていくものではないということで御承知いただきたいと思っております。

(三木須坂市長)

はい、ありがとうございます。

(小口会長)

はいどうぞ。

(牧野飯田市長)

先ほどは、補助対象あるいは支援金の対象について説明がありましたが、6年間一定の規模でということで、移住就業者でいうと年間約200名とのことですが、それを誰がチェックするか。そのような要件に合っているかどうか、最初の補助対象のところは誰がチェックして、支援金の返還対象者については誰がチェックしていくのかということについては、どのような考え方をしているのでしょうか。

(青木県労働雇用課長)

交付申請受付の窓口は市町村になります。市町村が交付金を支給することになりますので、大変申し上げにくいのですが、市町村に事業の実施主体になっていただくことになります。県は、マッチングサイトの運営等をやりますので、企業が要件に該当するかどうか、資本金10億円未満などいろいろな要件を記載してございますが、それについては県が責任を持って判断していくということでございます。

(小口会長)

はい、どうぞ。

(牧野飯田市長)

ということであると、もう少しお話しさせていただきたいのですが、実際に外から入っ

てきた人が、例えば飯田市なら飯田市でもいいのですが、アパートを借りてそこに住まわれる。その後、企業では働き続けるとして、例えば家庭を持って周辺の町村に引っ越すことは当然あるわけですね。そのときには、いきなり返還という話になるのですか。

(青木県労働雇用課長)

市町村の部分については、当然その地域、例えば、飯田市から出てしまったと。

市の部分については、それぞれの市町村がどのように考えるかということになってくるわけですが、今、県で考えていることは、同じ長野県内であれば、県の部分は返還を求めなくてもいいのではないかとということで検討しているところでございます。

あとは、市の一般財源で交付した部分をどのようにするかということは、また市町村の判断はあろうかと思っております。

(牧野飯田市長)

ただ、そのようになると、多分、本人はなかなか言い出しにくいと思うのですよ。引っ越してから先は、交付した市町村が追っていけるかということ、同じ県内だとしてもなかなか厳しいのではないかという気がするのですがね。

(青木県労働雇用課長)

国の説明会でも、まだ完全に固まり切っていない部分もございまして、走り出してから課題が出てくるとも想定されているわけですが、決して市町村任せにせずにも県も一緒になって考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(足立飯山市長)

これは、国が目玉事業で地方創生などで行っているのですが、今、長野県下は70以上の市町村ありますので、皆が要望すると、市がまた予算を取らなければいけないのですが、仮に市町村がそれぞれ予算を取ったとすると、それを合わせたときに県で枠がないとなると飲み切れないのではないかと思います。来年度は、初年度だと思いますが、翌年度から200名ぐらいなのですが、長野県下全体で200名といっても、それほど移住・定住の目玉として大きな人数とは言えないような気がするのですね。国もこのようなことをPRしているのだけれども。もう少し各市町村の希望の枠を取れるぐらい県も予算を取って考えていただく必要があるのではないかと思うのですがね。

(青木県労働雇用課長)

2019年度が初年度ということで、ここで様子を見ながらと考えております。ちなみに、77市町村のうち、初年度に事業化を考えていらっしゃるところは、19市の皆さんは、それぞれ実施すると伺っておりますが、町村では14町村が初年度は実施しないで2020年度以

降に考えたい、それから8町村については実施しない意向と聞いているところでございます。

(小口会長)

よろしいですか。

お互いに様子を見ながらということではないですかね。苦し紛れの方策ではあるけれども、駄目というほどのことも無いし、盗まれそうな気配もあるが確証も無いし、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

(青木県労働雇用課長)

お世話になります。よろしくお願いいたします。

ク 新たな森林管理システムの運用について

(小口会長)

はい、次に参ります。「新たな森林管理システムの運用について」を議題として、福田林務部参事兼森林政策課長さんからお願いいたします。

(福田県林務参事兼森林政策課長)

森林政策課長の福田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料15の1からでございますが、新たな森林管理システムと森林環境譲与税にどのように対応していくべきか、この点につきましては、市長会と町村会から御推薦をいただきまして、市町村の皆様にも御参画をいただきまして、ワーキンググループを設置して検討を進めてきたところでございます。その報告書がまとまりましたので、内容を御説明いたしまして、今後の取組の方向性について御覧いただきたいということで、本日、ここまで参上した次第でございます。

1枚目でございますが、森林環境譲与税が来年度から始まります。これによって新たな森林管理システムを動かして、これまで整備の手が入らなかった森林についても整備を進めていくことが求められているわけでございますが、その左上にございますように、市町村に様々な新たな事務が生じることとなります。

これに対しましてワーキングの中で出された意見は、まず、県内市町村の約7割において林務専任の係が無い状況であって、人員や専門人材が不足をしている。このような中で対応を進めていくためには、広域的に対応を図っていくことが効果的であって、そのような広域的な体制を県がしっかりと支援していく、このようなことが望ましいのではないかと。

また、円滑に進めていくためには、まず、所有者の特定や境界の明確化あるいは意向調

査などの条件整備を優先してやる必要があるだと、このような御意見でございました。

そのため、下段にございますとおり、市町村広域連携の体制を作りまして、そこで実務が進められるようにする。県は、そのようなところに人材派遣や財政支援などを行わせていただく。このような進め方について地域ごとの実情に応じた体制のあり方を検討する必要があるのではないかと。来年度早々に準備協議会を立ち上げまして、検討を進めて、実際に森林環境税が始まる 2024 年度には本格的な森林整備が進められるような形に持っていかってはどうだろうか、このような内容でございました。

具体的な内容につきましては、実は、3 枚目に A 3 横の資料がございまして、これを御覧いただきたいと思うのですが、右側の今後の対応 3 の所に三つのパターンを例示させていただきました。

最も効率的に進められる体制を組むとすれば、広域連合の事務として行う方法も考えられるわけですが、ワーキングの中でもなかなかハードルが高いとの御意見はいただいているところであります。もう少し緩やかな形で関係者による協議会を作って市町村の事務を支援していく、あるいは既存の圏域等を活用していくなどの方法も考えられるところかと思えます。

各圏域ごとに様々な御事情があり、また、御意見も様々であろうかと思っておりますので、是非、そのような御意見を伺いながら、どのような形で進めるのがよいか、各圏域ごとに御相談をまたさせていただければ大変有り難いと思っておりますのでございます。

ワーキンググループの報告書では、このような広域連携の必要性を含めまして、今後、どのような方向で進めていくことが望ましいのかについて基本的な考え方をまとめております。これが資料 15 の 2 ということで 2 枚目に付けさせていただいたペーパーでございます。

取組を進めていく上での基本的な姿勢、考え方ということでございますが、内容を御説明いたしますと、1 点目は、全ての市町村において新たな森林管理システムの取組に着手していただき、県としてしっかりとその取組を支援していくということ。

2 点目でございますが、森林環境譲与税につきましては、基本的に新たな森林管理システムのために活用していこうということでございまして、市町村の取組につきましては例示を掲げさせていただいておりますが、県もここに掲げたとおり市町村のシステムの運用支援につながる施策に全力を挙げていくというつもりでございます。

3 点目、当面は、まず優先的に条件整備を進め、実際の課税が始まるまでに本格的な森林整備が進められるようにしておこうという内容でございます。

4 点目、森林環境譲与税の使途につきましては、法律上、公表が義務付けられておりまして、市町村も県もそれぞれ責任を担うこととなります。これは、きちんとやっていこうという趣旨でございまして、国の方では、例えば、一般財源でこれまでやってきた既存の事業を譲与税に振り替えて財源を他に回してしまうとあまり意味がないので、そのようなことはできるだけ避けてほしいというようなことを言っておりますが、一つには、県の森

林づくり県民税とのすみ分けもごさいます。県としては、先ほども申し上げたとおり、譲与税は森林管理システムの支援につながる新規事業に充てることにしておりまして、森林環境譲与税で行う森林整備と森林税による森林整備は、それぞれ所有者の経営管理の意思があるかどうかで明確に分かれてまいりますので、譲与税はシステムのために使うということできちんとすみ分けを図ってまいりたいという趣旨でございまして、このような点を含めまして説明責任を果たしていく必要があるという点でございまして。

最後に、5点目は、新たな森林管理システムの効果的な運営を図るため、広域連携に対しての構築に向けてこれから協議をさせていただきたいと、このような趣旨でございまして、先ほど申し上げましたように、どのような体制が地域として最も望ましいのか、御意見を伺いながら検討をさせていただければと考えております。

県としても、この新たな森林管理システムの取組についてしっかりと支援をしてまいる所存でございまして、是非、御協力をお願いというような趣旨でございまして。

それから、もう一つ、資料15の4でございまして「都市との連携による信州の豊かな森林づくり」という資料を添付させていただきました。これは、ワーキンググループの中で議論があった問題でございまして、森林が全く無い都市部にも譲与税が交付されます。そのような所では、例えば、地方と連携した森林整備を行ったり、公共施設で木材を利用したり、森林環境教育での体験活動を行ったり、このような使途が予想されるわけですが、是非、県内の森林や木材を利用してもらえるように働き掛けていくことも必要ではないかというような趣旨でございまして。

既に、伊那市さんなど先進的にお取組みいただいているところがあると聞いております。これは、まだイメージをまとめたものにすぎませんが、このような発想も必要かなと思っておりますので、御参考までに御紹介をさせていただきました。

説明は、以上でございまして。どうぞよろしく願いいたします。

(小口会長)

はい、こちらについて、質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(菅谷松本市長)

いいですか。

松本市でございまして、今、お話を伺って、基本的には森林管理システムということで、いろいろな意見があつて、松本市としましては、広域連携の体制ありきでやってほしくないということ。例えば、松本市の場合だったら、単独でもやっていけるということになると、別にそれでいいのではないかとということがあります。

そのような意味では、例えば、近隣市町村から一緒にやっというのではないかとのお話が、つまり、広域連携体制の構築をしていこうというお話があれば、それは検討したいと思っております。やはり市町村ごとに職員体制や財政事情や森林の管理機構などが異なり、地

域による特性が様々にあると思いますから、私としましては、今日は、お話を伺ったということによろしゅうございますか。

(福田県林務参事兼森林政策課長)

はい、そのような御意見があることは、私どもも承知しております。特に、単独でお進めいただけるような体制は、松本市さんをはじめ、当然、そろえられるところは、いろいろとあるかと思えます。

小さな町村でも森林の施策については、基幹産業として相当力を入れてやっていただけたところもあるような状況はございます。様々なお取組があろうかと思われます。

県としては、当然、いろいろな地域で、進まない地域が無いようにしたいということもございまして、そのような意味では、是非、中核となるような大きな都市にはそのような御協力をいただければ有り難いと思っておりますが、いずれにいたしましても、そのような方向について丁寧な議論をさせていただくという前提でございますので、そのようなことで御承知いただければ有り難いと思えます。

(小口会長)

はい。その他にいかがでしょうか。

はい、それでは、理解を深めたということで、よろしいでしょうか。

(菅谷松本市長)

はい。

キ 松くい虫対策について

(小口会長)

はい。

すみません、前後いたしまして。戻りまして、松くい虫対策について議題といたします。高橋森林づくり推進課長さんから説明をお願いします。

(高橋県森林づくり推進課長)

よろしく申し上げます。

それでは、資料 14 で、松くい虫対策につきまして御説明を申し上げます。着座で失礼します。

資料 14 でございますが、1 の松くい虫防除対策の基本的な方針から、まず、お話をさせていただきたいと思えます。

本年度、県としまして航空レーザ測量のデータ、あるいは衛星画像等を利用して被害の状況や経過、そして今後の効果的な対策につなげる県内の松くい虫被害マップの作成

を行い、松くい虫防除の見える化に取り組んでおります。

この被害マップ等を活用しまして、市町村や地域の松くい虫対策協議会、必要に応じまして県民の皆様にも情報提供をし、効果的な対策や県民の協力により被害対策につなげていきたいと考えております。

また、同時に被害対策の見える化についても取り組んでいきたいと考えております。具体的には、下の表のパッケージ対策になります。このパッケージ対策は、本格的な対策をするために、今まで実施してきました対策を地域の松林の重要度、そして、横の列になりますが、被害の程度に応じまして対策を組み合わせ整理したものでございます。

例えばでございますが、区間、区分など守るべき松林につきましては、未被害地では予防的に薬剤散布が有効でございます。ただ、被害が発生している微害地におきましては、薬剤散布だけではなかなか難しく、被害木の伐倒駆除を組み合わせ実施することが過去の事例からも有効であると考えております。

しかし、さらに、被害対策を続ける中で守るべき松林の被害が拡大し、激害化した場合につきましては、被害材の利用、あるいは広葉樹、抵抗性松の植樹など、森林の再生を検討する必要もあるかと考えております。

なお、守るべき松林の保安林等の重要なものにつきましては、県が治山事業を導入しまして、保安林の維持強化あるいは機能の回復を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

また、守るべき松林の周辺にある松林につきましては、守るべき松林へのカミキリの侵入・加害を抑える目的から、樹種転換あるいは被害木の駆除を行いまして、守るべき松林のカミキリの侵入を防ぐことで、守るべき松林の被害対策が容易になりまして、効果的であると考えているところです。

また、下段の一番下になりますが、ライフライン沿いの枯損木の伐倒対策、これは、県としましても森林税などを活用して対策を支援していきたいと考えておりまして、来年度、現在、森林税の中でこの事業について予算をお願いしているところでございます。

2の被害防除実施要領の変更について御説明させていただきます。

発見時対策による効果的な対策を進める上で、空中薬剤散布等を実施する場合は、薬剤だけでは被害の拡大防止を期待できないことから、空中薬剤散布の、網掛けの部分になりますが、来年度から原則、被害木の駆除を組み合わせ実施することを要件としたいと考えております。

なお、物理的に伐倒駆除ができない急傾斜地も、今年は散布をやっているところもございますので、ここの部分は対象から外したいと考えております。

また、地域の合意形成を図る必要は、国の実施基準、県の実施基準から空中散布の場合には要件が決められておりますので、改めてリスクコミュニケーションの実施状況につきましても確認をさせていただきたいと思っております。

具体的な確認内容、審査につきまして裏面をお願いしたいと思います。

(1) の実施計画等の主な審査会になります。4月に県の振興局に御提出いただいております事業計画書におきまして、散布地の状況あるいは散布地計画等を確認させていただく中で、散布対象地内で枯損木の駆除が計画されていることを条件にさせていただきたいと思っております。

また、散布地周辺の松林につきましても、枯損が著しく激しい場合につきましては、この部分の対策を今後どのような方針で対応を考えているかということをおもとして確認させていただきたいと思っております。

また、下のリスクコミュニケーションの実施状況につきましては、平成27年度に作成しました県の防除実施基準の運用に基づく確認ということで、今度はチェックリストにより行いたいと思っております。

チェックリストの審査概要につきましては、下段の(2)になります。項目別に27年度の実施基準の運用に基づき整理したものです。これまでは、継続的に空中散布を実施する箇所につきましては、対応状況等を確認させていただいたところでございますが、もう1度、この実施状況をチェックリストに整理しまして、事業計画書に添付して提出していただきたいと考えております。

特に、新規で空中散布を新たに実施する場合におきましては、県といたしましても慎重に確認させていただきたいので、必要な資料等をお願いするケースもあろうかと思っておりますが、御理解のほど、お願い申し上げます。

なお、以上御説明申し上げました県が作成した被害マップの市町村への提供の方法、あるいはパッケージ対策の具体的な内容、そして防除実施基準の変更の内容につきましては、去る2月5日に林業総合センターに市町村の御担当の皆様にお集まりいただき、御説明させていただきましたことを申し添えます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

(小口会長)

はい、ありがとうございました。

頭を悩ます課題でございますが、こちらに質問、御意見がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

(杉本駒ヶ根市長)

すみません、これは、空中防除の場合、今、リスクコミュニケーション等チェックリストを県が全部チェックしてオーケーを出しているということですか。

(高橋県森林づくり推進課長)

今までは、チェックリストということではなく、運用要領の中で地域振興局の担当が確

認をさせていただいております。特に、地域の合意形成は、国で基準が決まっております、その合意形成の形につきましては運用状況で決まっております。例えば、周知の方法や地元の説明会は開かれたかなど、そのようなもので確認させていただいていると、現時点で。

(杉本駒ヶ根市長)

今までは地域松くい虫対策協議会で決めていたように記憶しているのですが、今回は、これが変わるということでいいですか。

(高橋県森林づくり推進課長)

今までも地域の説明を通じまして、地域の松くい虫対策協議会で実施について御判断いただいておりますので、やり方は変わっていないのですが、その部分につきまして、もう1度、私どもとしまして、今回はチェックリストという形でこの2ページ目の(2)にございますような形で内容をきちんと確認したいということでございます。

協議会だけでは、きっと実施については判断していないと思っております。

(杉本駒ヶ根市長)

今までは、それを全部判断しろと、私は会長でやっていて非常に苦慮しているのです。要は、空中散布の安全性を是非県で示してもらいたいのですね。そうしなければ、今、地域の住民で反対する人が「何々学者の言うことだから絶対こっち」と。片方はこちらと、今、両方の学者を呼んで来て勉強会をやっているのです、それをいろいろ検査しても実害が無いとやっているのですが、どこかでこれが安全と、「これを使っても何も無い」と言ってくれない限り、これは、なかなか地域住民の皆さんが納得し兼ねるので非常に苦慮しているのですね。

ですので、今、これを見たら、県のチェックリストで地域と言っても地域には絶対に何を言っても反対という人がおる。今は、連携会議、特に松本とこちらも連携しているので、皆、同じグループを作っていると、同じ意見を言って、1人でも反対したら駄目と言われてしまうと、本当に人の被害よりも松をどのように思っているかを考えてもらいたいのですね。それで、松が無くなってしまったらどうなるかを県から言ってもらわなければ、人のことを言っていると大変なのです。何も無い方がいいに決まっているのだけれども、地域の松をどうにかしなければ、どのような影響があるかということをもっと言っていただかなければ、議論しているところが違うような気がするのです、是非、県で強いリーダーシップを取ってもらわなければ、これは、地域でネットワークが出来ているので非常に苦慮するので、是非、お願いしたいと思うのですが。

(高橋県森林づくり推進課長)

地域の声は、市町村の皆様、担当の方々から同じような質問を既に受けておまして、私どもは、去年の市長会でも担当課長から必要な情報発信をしていきたいということで、必要な物につきましては、私どもは、安全確認調査や安全性につきましてはいろいろな形でPRや情報発信をしております。

それで、研修会等も実施しておりますが、一般の方に対する説明は今まであまり無かったものですから、去年の試みとしまして、昨年10月、上田市で県政タウンミーティングという形で開かせていただいています。その中で私どもから松くいの仕事、あるいは薬剤の効果、そして、そのための安全対策についても説明させていただいたところがございますので、そのような機会をなるべく多くしまして、今、御要請いただいたような内容につきましては県としましても説明していきたいと考えております。

それと、一番必要なことは、やはり薬は、基本的に農薬としっかりと登録されたものでございますので、必要な使用方法さえ間違えなければ安全だということでありますので、この辺りも丁寧に説明していきたいと考えております。

(小口会長)

他にいかがですか。

(菅谷松本市長)

すみません、松本市ですが、この問題に関しては、今、杉本市長から私が言いたいことは十分に言ってもらったのですが、それでも、この問題に関しましては、今、係争中でありますから、あまりいろいろなことは言えないし、また、県からいろいろなことを言われてしまいますと、これが係争のことに影響するので慎重にしてほしいのです。

私は、やはりもっと県が先頭に立って、今、杉本市長が言われたように、われわれは、例えば薬剤散布の場合には、単に薬剤だけではなくて、伐倒駆除も樹幹注入など、いろいろなことをやはり総動員して山を守るという信念でもってやっているわけです。

そのようなときに突然のような感じでもって、長野県が今度はチェックリストうんぬんと言いだしたら、これは絶対に駄目ですよ。逆に、これは大変な問題が起きますから、どうしてこのようになったか分からないのですが、説明会などでは、反対派の皆さんはたくさん出ますが、賛成派からはあまり出ませんし、あまり意見は言いません。だから、そちらに引っ張られてしまうと困るのです。

しかも、今、言われたように、この薬剤は、通常、農薬で使っていて、そして、なおかつ皆さんが食べているわけです。これまで私どもが使っていても特に被害は無いし、また、問題がある場合には、例えば化学物質に対する過敏症のある方などには、実施予定をきちんとお話しして、そして個別に情報を提供して、対策をとるといようなことをきめ細かにやっているわけですよ、一生懸命に。

ですから、散布した後でもチェックして、水の汚染はない、大気もやっているわけです。

そのようなところは、本当に県が指導的に大丈夫だということで支援してもらうことが、私は一番大事なことだと思っておりますので、是非、よろしく。

とにかくこれは、今、係争中なものですから、県にはあまりいろいろなことを言ってほしくないというのが私の感想でございます。

(杉本駒ヶ根市長)

もう少しいいですか。

もし、うちの地区もそうなのですが、住民同士で反対と賛成なのだけでも、賛成の人は、結構言わないものですから、反対の人たちの対応については県でやってくれますか。いや、そのぐらいしなければ納得してもらえないですね。私たちがやると、やりたいからというのではないと言うのです。この間も講師を見たら、推進派の講師を呼んできたと言われるし、地区の懇談会をやると、反対と賛成で分かれてずうっと1時間半やっていて地域が分断されてしまうのですね。

それで、一部の声でやめると、こんどは推進派の人たちからは、多数決でやらないのかと言われるし、去年、私も、ものすごい反対があって一部でやめた地域があって、その自治組合長さんが逆に皆さんから突き上げられて「何でやめた」と。非常に地域が分断してしまっているの、地域内でそれを任されているので、是非、そのような点では、県が入って、「これこれならこう」ということをきちんと説明してもらえるといいのかなと思うのですね。

(高橋県森林づくり推進課長)

はい、私ども県でも、連日のように課長や担当者にいろいろなメールなど、直接、私どもにも説明や要請を受けておまして、私どもは、なるべく、今、言いましたように農薬の安全性、あるいは、今、皆さんに御協力いただいている安全の気中濃度や水質の調査、県独自でやっている植物や動物の調査も含めて丁寧に説明して、その事は一生懸命にやっております。

ただ、最近、反対の方の思考が変わってきたことは、薬剤の効果につきまして少し関心を持ち始めていますので、皆さんが同じような形で薬剤の効果を、私どもも先ほど説明しました被害マップ等で科学的に立証できるようにしてまいりたいと思いますので、そのような知見を科学的に検証しながら、いろいろな人に情報発信していきたいと思っています。

ただ、苦情につきましては、私どもも大変多く、皆さん方と同じように受けて対応しておりますので、窓口1本では少し難しいかなと思いますが、必要に応じまして地域の市町村の皆様の思い、あるいは、今、おっしゃるように松林そのものの保全もそうですが、山地の保全という意味で、県も治山事業やいろいろな事業の中でフォローしていきたいと考えていますので、御理解いただければと思います。

(杉本駒ヶ根市長)

是非、この松を守るには、どのようにしたらいいかということをお互いの皆さんと一緒に考えてもらえる機会を作ってもらって、お互いに要は森を守っていくという姿勢で議論してもらわなければおかしくなってしまうので、その辺りを是非一歩変えた形で、そのようなものをどこかでやってもらいたいと思うのですがね。

(高橋県森林づくり推進課長)

おっしゃるとおりでございます、1回目の、去年やりましたタウンミーティングは反対派の方が9割以上でございます、圧倒的に多く来られました。

今度、2回目は、今、言いましたように森の再生も含めた大きな意味での対策につきまして考えておりますので、またそのようなところでもしっかりと説明し、情報発信していきたいと考えています。

(小口会長)

はい。これについては、もっといろいろな議論があるでしょうが、時間の関係もありますので、御質問がある方もおられましようが、よろしいですかね。

(高橋県森林づくり推進課長)

ありがとうございました。

(小口会長)

はい、ありがとうございました。

ケ 第36回全国都市緑化フェアについて

(小口会長)

次に参ります。ケの「第36回全国都市緑化信州フェアについて」、兵藤全国都市緑化信州フェア推進室企画幹から説明をお願いします。

(兵藤県全国都市緑化信州フェア推進室企画幹)

私は、長野県建設部全国都市緑化信州フェア推進室の兵藤と申します。時間が若干押しておりますので、私からは、簡単に信州花フェスタの御説明をさせていただきたいと思っております。

資料16の表紙に御案内がありますように、「信州花フェスタ2019～北アルプスの贈りもの～」ですが、今春、4月25日、木曜日から6月16日の日曜日までの53日間、ちょうど天皇陛下の御退位、御即位があり、年号が変わるタイミングとなりますが、長野県松本平広域公園をメイン会場に、国営アルプスあづみの公園、長野県烏川溪谷緑地をサブ会場、

また、松本市、大町市、塩尻市、安曇野市にサテライト会場を設けまして開催いたします。

2 ページ以降は、この信州花フェスタの見どころなどを記載してございます。多くのお客様に御来場いただきまして、花や緑に触れ合って楽しんでいただけるように現在準備を進めておるところでございます。

また、本日、お集まりいただいております 19 市の皆様方には、この信州花フェスタに、大変、御支援、御協力いただいております。誠にありがとうございます。

この信州花フェスタでは、各地の名所や特色を庭園や花壇などの出展作品を通じまして、全国から訪れる多くのお客様に発信・PR するために県内外の自治体に庭園や花壇の出展参加を募集しましたところ、今日お集まりいただいております 19 市全てから御応募いただいております。誠にありがとうございます。

現在、庭園等のデザインの調整を行っておるところでございます。また、開催期間中の 4 月 27 日から 29 日の 3 日間、県内各地の PR をブース出展やステージ出演によって行う企画の参加を募集させていただきましたが、こちらも市町村や広域連合など 34 の団体から御応募いただきました。誠にありがとうございます。

その他に、信州フェアでは、県内各地に点在します花や緑を楽しむことができる場所やイベントなどを信州グリーンシェアスポットとしまして募集登録しまして、全県を挙げた都市緑化の普及や周遊観光を促進することで地域振興に寄与する展開を図ってございます。こちらにも多くの御応募をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

開幕まで 3 か月を切りましたが、この信州花フェスタが県内全域で観光振興や地域振興に結びつくよう努力してまいりますので、引き続き御支援、御協力のほどよろしく願いいたします。

私からは、以上でございます。ありがとうございます。

(小口会長)

はい、ありがとうございました。

いよいよ目前に迫ってまいりました。この機会に信州を PR していきたいと思っておりますので、またよろしく願い申し上げます。

はい。

(金子諏訪市長)

すみません、少しお願いがあるのですが、私どもも出展を予定しておりますが、例えば、隣接するブースが同じシーズンで同じような山の県ですから、レイアウトによって同じようなものが並んでしまうと、特徴が出せないのですね。ですから、そのアレンジといいですか、まとめ役の県で「こんな同じ感じだったら少し変えていったら」というようなアドバイスをしていただいた方が、今は、一応、デザインに皆さんが取り組んでいるところなのですが、是非、それをお願いしたいと思っております。

(兵藤県全国都市緑化信州フェア推進室企画幹)

分かりました。今、その辺りも含めて調整させていただいておりますので、またよろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

(小口会長)

はい、どうぞ。

(柳田佐久市長)

はい。大変期待をしているところでございまして、素晴らしい時期、素晴らしい企画だと思っています。

その中で、やはり回遊といいますか、これを見に来られた方々が、他の地域にもう一つ足を伸ばすというときに、発地情報と着地情報という形で、例えば、そこで「食事をどこにしましょうか」ということは着地情報としてそこにある情報で決めていくことがあると思いますが、少し遠い地域、私どもなどはバルーンフェスティバルを5月3・4・5日にやるので連携できたらうれしいと思いますが、中信地域から佐久までというものは、着地情報では、なかなか足を伸ばす距離としては少し遠いのではないかなど。そのためには、発地情報として出発する前にそのような情報を提供されていなければ回遊の距離は短くなってしまいます。そのようなことの中で情報の発信の仕方について、是非、広範に県全域に行くためには、来てからの情報ではなくて、サイトというようなものがあると思いますし、あるいはまた広報していく中においてつなげていく、そのような工夫を是非お願いしたいと思いますが、そのような工夫や、今、ご準備しているものがあればお聞きしたいと思います。

(兵藤県全国都市緑化信州フェア推進室企画幹)

はい、ありがとうございます。私ども建設部だけではなくて、観光部と連携させていただいたり、観光部から旅行会社への連携、また、今回につきましては、建設部だけではなくて、広報県民課に入らせていただいて全体的に調整するように、今、やっておるところでありますが、今、御意見があったように、その辺りも気をつけて運営したいと思っておりますので、またよろしくをお願いいたします。

(柳田佐久市長)

お願いします。

(小口会長)

他によろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

コ 「地域型保育事業」に対し県が新たに創設する補助制度について
保育料の無償化について
保育士バンク事業を始めとする保育士確保策について

(小口会長)

それでは、最後になりましたが、「一連の保育行政等について」、一括して米久保こども・家庭課長さんからお願いいたします。

(米久保県こども・家庭課長)

県のこども・家庭課長の米久保でございます。常々、児童福祉行政に、大変、御理解、御協力いただいておりますことにこの場をお借りしてお礼を申し上げます。

それでは、はじめに「地域型保育事業の設置促進事業」で、資料17の1をお願いいたします。

現在、女性の就業率の増加等から3歳未満児の保育ニーズが特に増加しているということで、少人数単位での3歳未満児を保育する地域型保育事業、この整備を市町村の皆様と共に推進するというので、新たにその補助制度を創設するものでございます。

現状といたしましては、10年前に比べますと、0歳児あるいは1・2歳児共、入所率が2倍ほどに上昇しております。

また、一方、今後、少子化の進展が見込まれることから大きな施設の整備は、なかなか難しい状況にあります。

このようなことから、地域型保育事業は、27年の子ども・子育て支援新制度で出来たものでございまして、市町村の認可で設置できるということで、類型を三つ書いてございまして、いわゆる「保育ママ」と呼ばれているような家庭等で3名以内の子どもを保育する者、小規模で19名以下の者を保育する、あるいは、事業所内保育ということで、これは従業員のお子さん以外に地域枠ということで、その地域の児童も保育することができる事業でございます。

これらにつきまして、新たにこのような地域型保育事業を開設する事業者に対しまして、その施設整備に必要な経費を補助する制度を新しく設けたいというものでございます。

これにつきましては、3年間、19年度から2021年度までを予定しているものでございます。

補助対象者でございますが、新たに地域型保育事業を実施する者ということで、企業や民間団体等を想定しております。

内容でございますが、その施設整備に係る新築あるいは改修の費用が対象ということで、補助の対象上限額が3,200万円、補助率ですが、現行の地域型保育事業に対する国庫補助制度がございまして、今の仕組みは、国が2分の1、市町村が4分の1、残りの4分の1

は事業者が負担する制度になっております。

その事業者の負担の半分を県で補助する仕組みを考えております。対象事業費の8分の1が補助率で、上限で400万円としているところでございます。

平成31年度の予算額といたしましては、10件程度、補助金として4,000万円を計上することとしております。

その他、このようなものがスムーズに推進できるように地域型保育事業を実施している方との意見交換会なども開催をして推進を図ってまいりたいと考えております。

補助に当たりましては、市町村を通じて補助を行うように考えております。どうか円滑な事業推進につきまして、御協力をよろしく申し上げます。

以上でございます。

(小口会長)

併せて、次の項目も一緒にやってください。

(米久保県子ども・家庭課長)

はい。

それから、資料17の2の1をお願いいたします。幼児教育無償化への対応でございます。制度の概要や経費の負担割合につきましては、説明を省略させていただきます。

本年の10月から見込まれている幼児教育無償化について、県の平成31年度の当初予算案の計上ということで、3番から説明をさせていただきます。

まず、3の①が2の①に対応する部分ですが、私立の保育所、それから認定こども園、幼稚園等の県の4分の1負担部分に相当するものを当初予算で計上することとしております。

ただ、2番にありますとおり、都道府県は4分の1ということで掲載してございますが、今、得られる児童数などの情報から推計をした数字ということで、今回、この額を出したものでございます。

②番が、新制度に移行していない旧制度の私立の幼稚園、それから③が認可外保育施設に係る分など④まで合わせまして8億5,100万円余を予算計上をするものでございます。

なお、10月から実施ということで8億5,000万円ということでございますが、1年分に換算したものが、その右側に記載した数字でございます。

それから、一番下は、参考までに従前から市町村が3子以上の保育料の軽減をしておられる場合に、その一部を補助しているものでございますが、これは、対象児童が無償化に伴い、減少することが想定されますので、これにつきましては、前年よりも少なくトータルで1億7,000万円の金額でございます。

それから、34ページを御覧ください。事務費の関係でございます。

国が示されている方針で無償化導入に必要な事務費につきましては、全額、国が負担す

ることとされております。この分、それからシステム改修につきましても、保育料の算定等のシステムに改修が必要となる部分を国で全額負担するということで示されております。その分につきまして、国の平成 30 年度予算、それから平成 31 年度の予算額の合計額を基に、市町村の人口の比率を踏まえて配分するという方針が示されておりますので、ざっくりとした計算なのですが、長野県全体として市町村の皆様システム改修分が 7 億 300 万円、それから事務費の補助ということで 7 億 1,500 万円を見込んでいるものでございます。

それから、参考までに、4 番、無償化とは直接関係はないのですが、保育ニーズ、待機児童対策ということで記載してございます。

保育士人材バンクの事業につきましては、この後の資料で説明をさせていただきます。

地域型につきましては、先ほど御説明申し上げた補助制度でございます。

それから、保育士修学資金の貸し付けにつきましては、養成校卒業後、県内の保育所に就業する意思のある学生に対して貸付するものでございます。実際に卒業後 5 年間、県内で保育士で就業した場合には返済を免除するというもので、保育士の確保に有効と考えており、これにつきましては、新たに資金を積み増しをするものでございます。

それから、信州やまほいくにつきましては、この後の次世代サポート課からお話しさせていただきます。

その他の対応ということで最後に書いてございますが、来週 13 日に松本市の勤労者福祉センターで内閣府の担当職員に来ていただいて、幼児教育無償化に係る説明会を開催する予定であります。それぞれ県内の市町村の皆様においでいただく予定であります。

このような中で、国から、制度の詳細が見えていない部分が多いのですが、その話をさせていただきます。

(高橋県次世代サポート課長)

県民文化部次世代サポート課長の高橋功と言います。続きまして、資料 17 の 2 の 3 の「信州やまほいく保育料負担軽減事業」をお願いいたします。着座で失礼します。

幼児教育の無償化に伴いまして、国で様々な制度を設計していただきましたが、認可外保育施設につきましては、皆様御承知のとおり、市町村で保育認定が取れる家庭は認可外保育施設を利用した場合は無償化、保育認定が取れない御家庭は有料という形に決着しております。

そのような中で、県が普及を進めている信州やまほいくなのですが、一番下の参考を見させていただきますと、現在、185 園を認定しておりますが、太枠で囲ってありますように 12 園が家庭の状況によって保育料が掛からない無償化の家庭と保育料が従前のおり掛かる家庭に分かれる状況になっております。

見ていただきますと、認可外保育施設の特化型という所が多く、この部分でかなりやまほいくを利用、実践をされている園が多くあるということで、このような園を御利用する家庭の保育料を軽減する必要があるという政策判断の下、今回の当初予算で 1,734 万

8,000円を半年分として計上させていただきました。

考え方とすると、幼稚園の無償化の上限が2万5,700円と決まっていますので、その2分の1を県で負担するという考え方になっております。

また、細かい制度設計につきましては、国の制度自体がまだ固まっていない部分がありますので、国の制度設計を見ながら皆様と御相談をさせていただこうと思っておりますが、現段階で3点ほどお願いできればと思っております。

保育料は、基本的に2分の1を県が負担するというところで2の事業内容補助率の所で、2分の1の考え方は、県と市町村の協調で実施することに設定と書かせていただきました。残りの2分の1の部分につきましても、市町村に御理解いただければ、幾らかの随伴の補助をお願いできないかと考えております。

ただし、一方、今回の無償化に当たりましては、公立保育園、公立幼稚園の無償化は、全て市町村の負担ということで、かなり多額の財源が必要という状況を理解しておりますので、必ず2分の1を随伴してくださいということではなくて、これからの対応の中で、もし財政的、政策的に可能ということであれば随伴をお願いしたいというのが現時点での考え方です。

2点目ですが、その他の2番目のところで、交付先や交付手続き等は「国の無償化制度が未定のため今後検討」と書かせていただきましたが、先ほど申しましたように、認可外保育施設でも国の制度の対象になる御家庭については、市町村から償還払い方式で各家庭に相当額が支払われる制度が前提にあります。

ですので、市町村が上乗せ補助をするかしないかにかかわらず、この制度を導入したときに市町村経由で世帯にこの優遇相当額をお支払いいただくことも一つの方法ではないかと考えております。

事務手続きだけをお願いすることになり、非常に心苦しい点はあるのですが、そのような手続きの可否についてまた検討いただければと思っております。

3点目であります。今回の幼児教育の無償化の制度が最終決着する過程で、市町村条例で認可外保育施設の無償化の範囲を狭めることができるという形になっております。もし、市の条例で無償化対象である認可外保育施設を限定しようということを検討されている市町村さんにおかれましては、是非、このやまほいくの認可外保育施設が外れることがないように制度を作っていただければ大変有り難いと考えております。

以上3点、大変勝手なお願いを申し上げます。詳しくは、先ほどありました来週13日の内閣府の説明会におきまして、担当の皆様アンケートをさせていただいて制度を考えていきたいと思っております。

以上です。

(小口会長)

はい、ありがとうございました。

(米久保県こども・家庭課長)

それでは、続きまして、資料 17 の 3 の 1、保育士人材バンクにつきまして説明をさせていただきます。

保育士人材バンクにつきましては、県の社会福祉協議会に委託をして実施しております。事業内容ということで、昨年 9 月補正でコーディネーターを増員しまして、東北信、それから中南信に合わせて 2 名のコーディネーターを配置いたしまして、保育所と潜在保育士求職者のマッチングに努めております。

(2) でございますが、離職した保育士の職場復帰のための研修を来年度は開催をしてまいりたいと考えております。

それから、学生向けのガイダンスということで、こちらは県内の保育士養成校や市町村の皆様とも連携いたしまして、長野県で保育士で働くことの魅力を発信して、県内の保育士の就職につなげたいと考えております。

また、県外でもこのようなものを開催して長野県に呼び込みたいと考えております。そのような際には、市町村の皆様と是非御一緒に開催をしていただけたらと思いますので、実際に保育の現場の声をそのような中で魅力を伝えていただければと考えております。どうぞよろしくをお願いします。

それから、(4) につきましては、今年度 30 代の保育士資格者に就職希望調査を実施いたしました。昨日の補正で対応しまして、現在、その集計をして協力を進めているところでございますが、来年度につきましては、40 代、50 代につきましても、そのような就業の希望について調査をいたしまして、保育士人材バンクへの保育士の登録を増やし、マッチング、県内の保育士の確保につなげてまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。よろしくをお願いします。

(小口会長)

はい、ありがとうございました。

関連がございますので、一括説明していただきました。こちらにつきまして、質問、御意見がありましたらお願いいたします。

まだ、説明にもありましたが、多分にまだ未熟な部分がありますので、市長会としても多くのことを国に要請した立場もございますので、引き続きお互いに考えていければと思います。

4 その他

(小口会長)

一応、これで施策説明は終わりでございますが、言い残したことがございましたら、市長さん方からお願いしたいと思いますが、いかがですか。

はい、どうぞ。

(金子諏訪市長)

保育無償化の件では、市長会の皆さんから無償化への国への要望等々をお受けいただきありがとうございました。まだ具体的に見えない部分が多かったり、心配があるのですが、今後、引き続き連携をして情報交換をやりたいと思います。

それから、保育士は、県は養成の学校を持っているわけですね、県立で。その定員や、それに国の動向、そのような部分についてもいろいろと研究してくれたらと思います。よろしくお願いします。

(小口会長)

他はよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。それでは、協議の方終わりをまして、事務局にお返しします。

5 閉 会

(百瀬事務局次長)

ありがとうございました。

以上をもちまして、2月の定例会を閉会させていただきます。皆さん、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。